

参議院内閣委員会會議録第十六号

昭和五十九年七月十九日(木曜日)
午後一時二十分開会

委員の異動	
七月十八日	菅野 久光君 補欠選任 野田 哲君
七月十九日	菅野 久光君 補欠選任 菅野 久光君
辞任	菅野 久光君
野田 哲君	菅野 久光君
出席者は左のとおり。	
委員長	高平 公友君
理事	亀長 友義君 坂野 重信君 小野 明君 太田 淳夫君
委員	板垣 正君 岡田 広君 源田 実君 沢田 一精君 林 寛子君 林 道君 松垣徳太郎君 堀江 正夫君 磯山 篤君 菅野 久光君 矢田部 理君 峯山 昭範君 橋本 敦君 藤井 恒男君 前島英三郎君
委員以外の議員	

衆議院議員 久保 亘君
内閣委員長代理 深谷 隆司君

国務大臣 文部大臣 森 喜朗君
内閣官房長官 (内閣官房長官) 藤波 孝生君
国務大臣 (総務庁長官) 後藤田正晴君

政府委員 内閣法制局長官 茂串 俊君
内閣総理大臣官 田中 宏樹君
内閣審議官 山本 貞雄君
臨時行政改革推進審議会事務局次長 佐々木晴夫君
総務庁長官官房審議官 古橋源六郎君
総務庁行政管理局長 寛 榮一君
法務省刑事局長 中村 靖君
文部政務次官 西崎 清久君
文部大臣官房長 齊藤 尚夫君
文部大臣官房総務審議官 高石 邦男君
兼内閣審議官 阿部 充夫君
文部省初等中等教育局長 宮地 實一君
文部省高等教育局長 大崎 仁君
文部省学術国際局長 古村 澄一君
文部省体育局長 林 利雄君
常任委員会専門員

衆議院法制局側 第一部長 松下 正美君

本日の会議に付した案件

○臨時教育審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○国民教育審議会設置法案(久保亘君外二名発議)
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案の両案を一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○矢田部理君 質疑に先立ちまして、委員長にちよつとお願いをしておきたいと思ひますのは、私は社会党として質問時間を少なくとも六時間以上考えていたきたいということをお願いしてききました。しかし、六時間ということがまだ決まりませんで、さしあたり四時間ということでありまして、二時間を留保した上で質問に入りたいと思ひます。

同時に、もう一点申し上げなければなりませんのは、きょうの質問では教育の財政問題、予算のかかりをどうしても大蔵大臣と詰めたいという趣旨で大蔵大臣の出席を求めておりました。あわせて、教科書問題で中国や朝鮮等との関係がいま一つ問題になっておりますので外務大臣の出席も求めておりましたところ、それぞれの大臣は出席してもよろしいという返事であったにもかかわらず、自民党の方のクレームで出席できない。これでは、臨教審というのとはもと各各府庁だけでやったのではだめだ、内閣全体の責任で総理の直屬機関をつくるという趣旨にいきさか沿わないのではないか。したがって、この点につきましては小

野理事を通してお願いをしてきたわけでありますが、やっぱり今国会中といひますか、内閣委員会の審議中にぜひ大蔵大臣等の出席を求めていただいて質問の機会を与えていたきたい。その辺を、委員長、約束していただけますか。

○委員長(高平公友君) ただいまも小野理事に申し上げておきましたけれども、御要望を最大限に尊重して、やっぱり機関がありまして、国対とか、そういうところと調整を十分しながらお答えをしたい、こう思っております。

○矢田部理君 したがって、六時間要求のところをさしあたり四時間、しかもその部分を留保するということになる、また相当程度時間を留保してきようはやらざるを得ない。大変残念であります、できるだけ話を進めていきたいと考えております。したがって、質問の順序等を大幅に組みかえざるを得ないわけであります。

質問の本論に先立つて、最近、大学関係の不祥事が非常に目立っております。ここ十年間ばかりを見ても、一覽表をいたしたいわけでありますが、四十七大学、延べ五十五件に及んでいゝるわけです。どうも教育問題ということになりますと、中学や高校の現場等の問題がしばしば粗上り上るわけでありまして、大学はもつとこんでいるのではない、傷んでいるのではない。これは学生や生徒の問題じゃないのであります。大学の教授や理事者の問題。しかも、今回のワープロ汚職などは文部省の中枢にまでこれが飛び火をし、これで教育改革ができるのだろうかという疑念を抱くのは私一人ではないというふうに考えているわけでありまして。この辺について、まず文部大臣から、最近の教々の大学関係の不祥事についてどういうふうな受けとめ方をしておられるのか、伺つてみたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 衆議院、参議院の文教委

員会等でも私からおわびを申し上げたのでございますが、今回の相次ぐ不祥事に対しては、まず国会を通じて国民の皆さんに心から深くおわびを申し上げる次第であります。

教育が大変重大な国民的関心を持たれております段階でございますので、こうした事態を生み出したことについて、ただただ残念だと申し上げざるを得ないわけでございます。事態は、現実の問題として今検察当局で捜査をいたしておりますので、そのことにつきましての言及は私も差し控えますが、言いわけを申し上げるわけじやありませんが、大学の自治あるいは学問の自由ということもございまして、こうした予算、物件購入等々につきましても大学自体の判断にゆだねているケースも非常に多いわけでございます。しかし、予算の留保の問題や物件購入等につきましてもその仕組みについて確かに問題が出てくるということであるならばこれは緊急に改善をしなければならぬ、こういうことで月曜日に事務次官を長といたしまして検討委員会を文部省に設けさせておりまして、仕組み等につきまして十二分に新しい制度をぜひ生み出していききたい、このように緊急的に今措置をいたしておるところでございます。

本人等を含めての処分等につきましては、この事態の解明が終わりましたから着手をしたい、こう考えておるわけでございます。

いづれにいたしましても、こうした問題が生じたということにつきましては極めて遺憾である、心からおわびを申し上げる次第でございます。

○矢田部理君 十年間の各大学の不祥事の全体について私なりに分析をしてみますと、圧倒的に多いのが医科大学、歯科大学の寄附金とか預かり金をめぐる問題が第一ランクであります。二番目には、入学試験の漏えい問題あるいは入学者の選抜に絡むさまざまな不祥事、これが第二のランクに挙げられます。そして三番手には、今もその一つであります、大学の物品調達に絡む贈収賄事件が多発をしておる。東京芸大、阪大、旭川医大、

その他数校に及んでおるわけです。さらに、国士館などに見られるような暴力事件まで起こるというふうな至つては、これは荒唐の極と言つていいのではないのでしょうか。しかも、これは表に出ただけの内容でありまして、どうも全体で見ますと氷山の一角ともいえるわけでありまして、

内容は、学生が問題を起したのでなく、大学側、大学の先生、理事者のグループ、そしてそれが今度は文部省の中核にまで火がついたというに至つては教育改革の資格なしと言われてもいたし方ないような事態なのであります。個別事件について、特に最近の問題について伺つておきたいと思うんですが、法務省おいでになつていますか。

大阪大学等のワープロ汚職をきっかけにして文部省中核にまで及んだ一連の贈収賄事件の捜査の状況、概要について、御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(寛榮一君) お答えいたします。

○お尋ねの事件につきましては、大阪地検におきまして、本年の六月十九日、大阪大学事務局経理部長中曾根武を収賄罪、それから株式会社オリエンタルマシン代表取締役辻宏志を贈賄罪でそれぞれ逮捕いたしました。七月九日にそれぞれ大阪地方裁判所に公判請求をいたしました。

そのほか、六月二十九日、株式会社パシフィック科学貿易代表取締役井上晏、それから七月九日に、フクダ電子株式会社取締役永田明巳をそれぞれ右中曾根に対する贈賄罪で逮捕し、身柄勾留の上、目下鋭意捜査中でございます。

また、七月十三日に、文部省大臣官房会計課総括予算班主査島野見博を収賄罪で逮捕いたしましたとともに、さきに申し上げました辻宏志を右島野見に対する贈賄罪で再逮捕し、いづれも身柄勾留の上、目下鋭意捜査中でございます。

今申し上げましたように、現在、検察当局におきましては各事件について鋭意捜査を進めておるところでございます。今後の捜査の見通しにつきましては今お答えできる状況ではございません

が、なお今後捜査を進めて、その進展に従ひまして看過しがたい不正事犯が明らかになりました場合には、もとより検察当局として適宜適切にそれに対処、処理してまいりたいと考えております。

○矢田部理君 今後の問題にも話が及んでおるわけでありまして、中曾根には今捜査中の問題以外にも余罪があるでしょうか。それから中曾根と文部省の島野見とはつながりがあるでしょうか。その辺、伺いたいと思ひます。

○政府委員(寛榮一君) 中曾根武経理部長の関係でございますが、今申し上げましたように、起訴された事件が一件、それから現在贈収賄二名を逮捕いたしております、それぞれの贈収賄の事実がございまして、その余にあるか否かは、これから捜査を進めた上で、先ほど申し上げましたように、看過しがたい不正事犯が明らかになりますればそれに適切に処理するものと考えております。

それから島野見あるいは中曾根両氏の関係というお尋ねでございますが、今申し上げましたように、それぞれ別個の贈収賄の事実で現在捜査中でございます。その関係が目下のところはないわけでございます。それも、今申し上げましたように、今後の捜査の進展に従つて明らかになるというところであらうかと思ひます。

○矢田部理君 それじゃ文部省に伺ひましょうか。

時期の限定は、いつからいつまでというのとはなかなか難しいのでありますが、およそ言われておりますのが、昨年の秋からことしの年度末ごろまでの間に予算の追加配分をしてもらつて全国の各大学が事務機の購入を行った、その一つが大阪大学の贈収賄事件になつておるということでありまして、この時期に事務機等を今申し上げたような予算の追加配分で購入した大学は全国で幾つぐらいあるでしょうか。

○政府委員(面崎清久君) ただいま先生御指摘の点でございますが、大阪大学につきましては、御指摘のとおり、五十八年度の追加予算配分でワープロの購入についての予算示達をしておることは

事実でございます。

その余の大学にかかわる予算示達状況につきましては、私もいろいろと調べておるわけでございますが、全体の問題といたしましては、私も追加示達原議書あるいは各大学からの予算示達申請書を検査当局にすべて提供させていただいておるわけでございます。したがって、私が今申し上げることは、十数大学について文部省から予算示達をしておることは申し上げられる次第でございます。

○矢田部理君 新聞等では七大学ぐらいという指摘があるわけですが、今、官房長のお話ですと十数大学に及ぶ。その大学名を出していただきたい。

○政府委員(面崎清久君) この点につきましては、二点お答えをいたさねばならないわけでございますが、五十八年度の追加予算示達にかかわります十数大学につきましては、ワープロの購入の相手先としてすべてがオリエンタルマシン社であるかどうか、オリエンタルマシン社以外の購入先であるかどうか、この点は実は予算示達の内容といたしましては予算金額でございまして、契約の相手先につきましては必ずしも私どもは明確にしていらない、こういう実情があるわけでございます。

そういう意味におきまして、端的に、先生からお尋ねでございますが、各大学の名前をというお話でございますが、この点につきましては、オリエンタルマシン社から購入した大学あるいはそれ以外の大学、いろいろございまして、現在捜査当局におきましていろいろ調査が進められておるという段階でもございまして、いづれかの時期には国会の場で私も明瞭にお答えをさせていただきます。ただ私どもから明確にお答えをさせていただきますと、現時点におきましては差し控えさせていただきますらうかというふう

に思う次第でございます。

○矢田部理君 私が質問したのは、問題になっておりますオリエンタルマシン社から買った大学を出しなさいと言つていないです。予算の追加配

分等でワープロを全国の大学が買ったとすればその大学の数は十数校に及ぶ、その十数校の名前を出しなさい、どこから買ったかなんて聞いておらぬ、それだけ明らかにしてください。

○政府委員(西崎清久君) その点につきまして、先ほど申し上げましたように、全体の原簿書あるいは予算申請書を検査当局に提供いたしておきまして、私も現在関係官が把握しております範囲で、大学名を申し上げたいと思います。

全体では、大阪大学以外の大学としては十八大学について予算示達をいたしております。具体的に申し上げますと、小樽商科大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、筑波大学、東京外国語大学、横浜国立大学、金沢大学、岐阜大学、滋賀大学、京都大学、大阪外国語大学、神戸大学、和歌山大学、佐賀大学、宮崎医科大学、以上、大阪大学以外十八大学であると私は承知いたしておりますが、この点につきましては全体書類との関係で若干訂正させていただく場合があるかも知れません。しかし、この点について再度お答えいたしますれば、これらの大学につきましてはワープロの購入先については必ずしも明確でない、こういうことでございます。

○矢田部理君 そこで、法務省に伺いますが、今十八大学が挙げられたわけですが、当然のことです。今十八大学の大学はどのような経過や状況のもとでワープロ等を購入したか、購入先はいかがであったか、鳥野見やオリエンタルマシンはかかわっていたかということなどについては当然捜査の対象にしているのでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) ただいまお話しの方は、今回の被疑事実に関連いたしますので、大阪地検において当然にその内容を検査しておりますと考えております。

○矢田部理君 そこで、この状況から見ますと、単にたまたま一、二のケースで行ったというのではなくて、感じとして見ますと、まだこれは最終的には捜査の結果を見なさいとわかりませんが、相当何か組織的というのか、大がかりにこのワープロ

口汚職は広がっている可能性が出てきているわけですが、とするならば、どうしてこんなことになったか、どこに問題があったか、当然これは厳しく問い直されなければならぬと思います。その原因を明らかにした上対策を講じなければならぬ、また責任問題も生ずる、直接かかわった鳥野見やあるいは中曾根というだけにどうもならないと思うのでありますが、その点はどう考えていますか。

○政府委員(西崎清久君) ただいま先生の御指摘の点、今回の事件にかかわります原因、背景並びに今後の改善に関するものも検討課題、こういうことでございますが、まず前段の件に関しまして私も反省いたしますとすれば、やはりこのような物品購入につきまして、これは個人の服務の基本なり倫理の問題という点がまず第一にあるわけでございますが、組織なり事務処理の問題点といたしましては、購入の相手先の決定に当たりまして、例えばできるだけ複数の判断に基づいて相手先の決定を行うとか、そのような意味での予算決定における意思決定のシステムというもののについて私どもはこれからももう少し改善についての検討を行い、各大学等における十分な指導をいたさなきゃならないというふうな考え方を持っております。

そのような意味におきまして、先ほど大臣から申し上げました文部省内におけるいろいろな改善に関する検討課題といたしましては、第一点といたしましては、本件事件に関する原因、背景、その他の事務処理についての究明ということが第一の課題でございます。

それから第二の課題といたしましては、ただいま申し上げました意思決定に関する、つまり予算の事務処理あるいは契約の相手先にかかわります決定に関する意思決定のプロセス、こういうふうなものについて個人の恣意による判断が入らないようにこれをチェックするシステムというものを考えなければならぬ、これが第二点でございます。

それから第三点といたしましては、やはり本件

につきましては公務員としての服務の基本的な問題あるいは個人的な倫理の問題、いろいろあるわけでございますが、倫理上、服務上の問題というものを検討いたさなければならぬ、こういうふううに考えるわけでございます。

最後に、第四点といたしまして、やはり国立大学につきましても、私も本省につきましても、全体の運営の問題といたしまして、このような事件が再度起きないように十分管理運営の問題として留意すべき点はないか、このような点を考えなければならぬ、こういうふううに考えておる次第でございます。

私も本省におきましても、十分これらの点を踏まえまして検討を早急に行い、改善策についてとるべき措置はとつてまいりたい、こういうふううに考えておる次第でございます。

○矢田部理君 大臣、責任の問題はどう考えますか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど申し上げましたのが、事実関係につきましては今捜査段階でございますので、そのことについては終わりました判断をしなければなりません。責任等につきましては、本人等も含めまして、私もその事態の解明が終わりましたから処分、処理をしていかなきゃならぬ、このように考えております。

○矢田部理君 問題の広がりや内容によつては、これは政治責任まで発展するのじやありませんか。そういう深刻な問題だということを、ひとつ、きちっと踏まえておいていただきたいと思うわけでありませう。

それからもう一点、最近しきりに各大学で問題にされつつありますのが、企業からの委託研究費の扱いをめぐる問題であります。先般、慶応大学の問題が指摘をされました。きょうはまた新聞等で東京工業大学の問題が指摘をされているわけでありませう、これは一体どういふふうに考えた方がいいのか。これまた水山の一角ではないかと思われるわけですが、財団等をトンネルにして民間から多額の研究費を調達し、それを国庫にも入れない

ままやみで運用している。そういう中で産学の癒着が進むということは、これは大学の自由とか自治にとつてもゆゆしき事態になってきているのではないかと。もともと産学協同などという議論は私はとるべきでないというふううに考えるわけですが、とりわけそれがお金を通じて癒着が一層深まるということになりますと、大学のあり方、ありようそのものもやっぱり厳しく問われなければならぬというふううに考えるわけでありませう、この点、まず大臣はどんなふうにお考えになっておるでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 大学の学問、学術研究というのは、これはなお一層促進をしていかなきゃならぬ。国民的な学術に対するニーズ、この場合、国民的なニーズというのは、何が国民のニーズかということのその基準を見つけないといけない、非常に難しいものがございます。したがって、産業界が国民のいろいろな生活環境の改善を含めながら研究開発というものを大学に求めるということとは、これは私は誤りではないと考えております。したがって、学術研究に対して産業界等から多様な協力の要請があるということ、これは事実でございます。ただ、ここで一番学術研究を進めていく上に大事な留意点は、大学が本来の使命を踏まえまして主体的に協力をすること、これが有意義であるという判断をしなければならぬというふううに考えております。文部省では、この観点から学術研究の社会的協力の諸政策は積極的に進めているところでございます。

もう一つの御指摘の東京工業大学につきましては、私学と国立というもろろん違いがございますが、委託研究費等につきましては当然国庫等に納入をして、そしてそのことを教授会等に諮って使用していくということであれば問題はないわけでございます。東京工大につきましては、けさほどの新聞で承知しておるといふことしか知り得ないわけでありませう、財団法人の工業振興会が企業等から研究費を受け入れて教授等の使用に供してきたことは事実のようでございます。企業等

からの研究費の提供は、実態としては特定の研究の委託というよりもやはり研究援助の色彩が強いもののようである。したがって多くは大学が奨学寄附金として受け入れて、そして教授等の研究費に充てるといことが適当であらうというふうな考えが、今回の場合はこのような観点から考えますと、東京工業大学の関係者にはこうしたことが誤りであるというこの指導を文部省としてもいたしてきてきたところではないか、早急にこの点については是正をしていかなきゃならぬというふうな考えが、矢田部理君です。

○矢田部理君 慶応大学の方の問題を最初に法務省に伺っておきたいと思うのでありますが、預かった研究費を研究に使わない、他の目的に流用するというようなことになりまうと、流用の質や中身によって横領とかいう問題も出てくる余地があるわけでありまして、この件について東京地検特捜部が事情を聞いておるといふようにも伝えられているんですが、それはいかがでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 具体的事案につきまして、検査当局が捜査をやっておるかやっていないとか、あるいはいかなる者を調べたか、事情聴取したかという点につきましては、事情の性質上、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○矢田部理君 新聞によりますと、御本人が、藤岡さんという元慶応大学の教授が、大分投書もしている、警察で事情聴取を受けた企業もあるというふうな言っているわけですが、その後、私の調査によりますと、それは警察ではなくて東京地検のようだというふうな考えられるわけですが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 繰り返しの答弁でございますが、具体的事件につきましては調査をしたとかしないとか、あるいはどういふ調査をしたという点については、捜査の秘密ということもございまして、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○矢田部理君 それでは、一般論として伺い

よう。

企業の委託研究費だということで預かったお金を他の目的に流用する、つまり研究などとは全く関係のない飲み食いに使ってしまった、あるいは着服をしてしまった、新聞によると、これはどこまでが事実かは知りませんが、学部長選挙の選挙資金に使ってしまったという他の目的に流用した場合、それは横領等が問題になるというの是一般論的には言うことができます。

○政府委員(寛榮一君) 私も新聞で読んだ限りでございまして、その場合にも、矢田部委員に申し上げるまでもございせんが、金を委託した側と受けた方との話の内容といたしまして、契約といたしまして、その内容、あるいは特にその使途等につきましてという形を使うべきで使わすべきでないとかという異なるかと思ひます。本件の場合も、新聞で見ると限りではどちらともちよつと軽々に結論は出ないようには私自身は考えております。

○矢田部理君 本件の場合に結論を出していかうすべしと言つては、この件では、一般論として、預かたお金がその目的以外のものに使われる、しかも金額も常識を超えておる、預かた趣旨と全く違つた使われ方をしているような場合、横領というように考えられるということとは言い得るんでしよう。

○政府委員(寛榮一君) 一般論といたしまして、契約の内容がはつきりしており、使つてはならない目的に流用した場合に、責任あるいは業務上横領あるいは単純横領というような犯罪の成立が考えられると思ひます。

○矢田部理君 法務省、結構です。

そこで、東京工大の問題をもう少し議論したいのでありますが、これは文部省が四十五年四月三十日に「受託研究の取扱いについて」という通達を出しております。この通達との関係で、東京工大の事件は何に違反しておりますか。

○政府委員(大崎仁君) 東京工大の件でござい

して、形の上ではその工業振興会が企業から委託を受けて研究を行う、その研究を行うにつきまして東京工業大学の教官の協力を得るという形で実施をいたしておるわけでございます。東京工業大学で行う実験等についての経費を一部奨学寄附金として工業振興会から納入しておるというようにも工業振興会から納入をしておりますが、私も工業振興会からの事業報告等を見ました際に、少しその処理に無理があるのではないかと、いふことで、もし受託契約ということであれば、先生たが御指摘のございました受託研究の取り扱いというルールにのっとりまして、正規の手続を経て大学との間の受託契約を結んでいただくことが適当ではないか。

ただ、先ほど大臣から申し上げましたように、実態を見ますと、むしろ特定の研究課題についての委託をするというよりはほとんどが研究援助の色彩が強いという感じがございまして、奨学寄附金ということで大学に正規に御寄附をいただいた上で、その上で教官の研究費に充てるという形をとる方が適切ではないか、そういう観点から指導をいたしております。基本的には財団法人あるいは工業大学側でもその方向での検討を現在いたしておるというのが状況でございます。

○矢田部理君 これは私もまだ未整理ですが、受託研究というのは受託の内容を明確にしていればある種の契約で研究を引き受ける、請け負うという格好になるから内容が明確になるわけですが、ただ何となく一般的に研究援助だというふうな受け入れ方は、特に国立大学のありよう、あり方としてはいかがなんでしょうか。旅費が足りないとか学会にも云々だとかということで、本来、文部省なり国の予算で措置すべきものを一般の研究援助という名目で受け取つて、それで学会に行つたり小物を買つたりというふうなことはかえつてまづい

のじゃありませんか。

○政府委員(大崎仁君) 私どももいたしましては、大学と企業等とのいわゆる資金面での協力関係については三つの形があると考えておりまし

て、一つは、企業がある研究成果を期待して特定の研究課題あるいは研究内容というものを指定いたしまして、研究者あるいは大学と契約を結ぶ場合でございます。それからもう一つは、奨学寄附金制度というのがあるわけでございますけれども、特定分野あるいは特定の領域での研究の振興のために寄附をしたい、その場合には奨学寄附金として受け入れて、寄附者の意思を尊重しつつ使わしていただく。ただ、この場合には寄附でございまして、これに対して特定の研究成果の報告等の義務は負わなければならないわけでございます。それから三番目には、むしろ共同で研究をする、それから経費を分担し合つて共通の関心課題につきまして共同で研究するという三つの形があるかと存じまして、それぞれ性格に応じまして意義があるのではないかと考えております。

寄附の件につきましても、例えば特定の業界がその分野の一般的な科学技術の振興を図る上で大学に寄附をするということについては、私どもとして非常に意義のあることではないかというふうな考えでおる次第でございます。

○矢田部理君 その論議はもう少ししなきゃならぬと思ひます。企業から特に目的はつきりしないお金をもらつて大学経営の一助にするというふうなことのあり方、ありようについてはいかがかという問題もあるし、産学協同が大学の自治や学問の自由ということに対してどういふ関係を生み出すのかという問題もこれはもう少したださなきゃならぬわけでありまして、ただ財団などというトンネル団体をつくつて、そこで受け入れて、きちつとした経理も通さない、会計もかわらないまま恣意的に使われるということは、これは厳に戒むべきことなものでありまして、通達もその点はやつぱり厳しく言つていふと思ひますが、これに違反することは明白でしよう。いかがですか。

○政府委員(大崎仁君) 先ほど申し上げましたように、一応の形を整える努力をしておられる跡は見受けられるわけでございますけれども、やはり

受託研究あるいは奨学寄附金制度の本来の趣旨から見ますと、今の処理方針は適当ではないのではないかと、今私どもとしては考えておるわけでございます。

○矢田部理君　しかも、受託研究だということになりますと、この通達によれば、国立学校の長が決定する、あるいは附属研究所の長がその委任等々を受けてやることであるとなつてゐるのであります。そういう大学の正規の機関を通さず、大学外の団体が受け入れて、そして個々の教授にお金を回していくというやり方は、これは国立大学としては明白に間違つたやり方だ。しかも、そういうことで研究された成果の扱い、例えば工業所有権とか特許権の扱いなどについてもいろいろこれは問題が波及する余地があるわけでありまして、その点を余りルーズにすることは非常に厳しくしなければならぬというふうに思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(大崎仁君)　御指摘のように、現在の取り扱いについては制度の趣旨に反するということ、その是正をできるだけ早い機会にいたしたいと思つてゐるわけでございます。

○矢田部理君　そこで、これは慶応大学それから東京工大と二つが時期を同じくしたまま出てきたわけでありまして、これまた同じようなケースが各大学に相当するのではないかと、このように考えられるわけですね。その実態調査等は文部省やつておられますか。問題点は把握しておりますか。いかがでしょうか。

○政府委員(大崎仁君)　国立大学あるいは一般の大学につきましても、本来の使命を踏まえた上で社会の各方面の個別的な要請にこたへる必要があるということ、必要な施策の推進に努力をいたしておるところでございます。そのような観点から受託研究あるいは共同研究、奨学寄附金等の実態について把握しておるわけでございますが、ただ財団活動がどうかかわつてゐるかということにつきましても、率直に申しまして網羅的に把握をしないという事情がございます。

ただ、財団という形でどういふいわゆる産学協力の円滑化のための活動ができるか、あるいは現になされてゐるかということにつきまして、比較的規模の大きい法人の事業等を私どももいたしましても見直しをいたしておるわけでございます。そして、工業振興会の事業につきましてもその中で多少その処理方針に疑問を抱いたというような経緯がございます。そういう形で、なかなか全体としての把握というのは短時間では無理かと存じますが、大規模なものにつきましては順次内容の検討はいたしてまいりたいと思つてゐるわけでございます。

○矢田部理君　そこで、企業の委託研究費あるいはお話があつた奨学寄附金等がどういふふうにして集められ、どんな運用がなされてゐるか、運用について適正かどうかなどについて緊急に調べて、全部というわけにはなかないか、ないでしようから、主な大学についてだけでも資料として本委員会に出していただけないか。

○政府委員(大崎仁君)　奨学寄附金あるいは受託研究の経理につきましては、受託研究につきましても、歳入歳出予算を通して通常の国費と同様な経理をいたしておりますので、その経理については私ども問題はないと考えてゐるところでございます。それから奨学寄附金につきましては、これは歳出化をした上で経理を学長に委任いたすわけでございますが、その執行につきましても、これはやはり国費でございますので、国費に準じた取り扱いをいたしておりますので、この点も私どもとしては問題がないと考えてゐるわけでございます。

各受託研究でございますが、件数統計を申し上げますと、全体としてかなりの件数に上つておりました。五十八年で申しますと、国立大学では千二百八十五件という件数でございます。これにつきましては、やはり大学が主体的にいろいろ自由な運営ができるようにすることが重要であるというもう一つの側面がございますので、私どもとしては、基本的には大学の受け入れのルール

でございますとか、受け入れ決定をすべき職でございますとか、その基本的なところは押さえておられますけれども、個々のケースにつきましては大学にお任せをするという形で来ておるわけでございます。そういうことで、全体の状況につきましては資料として差し上げることがもろんでゐるわけでございますけれども、個別具体のものにつきましては網羅的な資料というのはいささか手元にならぬというのが実情でございます。

○矢田部理君　一般的な説明を聞いてゐるのじゃなくて、慶応大学の場合も東京工大の場合も慶応工学会とか工業振興会とかという財団法人が中間に存在して、そこが受け入れて、大学の正規のルートを通さずにあるいは会計処理をせずにいわば恣意的に運用をしてゐる、あるいはやみルーで金を動かしてゐるというところが問題なのであります。類似のケースが、他の大学の状況は私どもにも多少入つてきておりますが、ある可能性が強いわけでありまして、それを緊急に調査をして、ここに次の私の質問までには資料として出してほしいという趣旨でありますので、よろしくお願いいたします。

○政府委員(大崎仁君)　財団活動とかかわりにつきましては、先ほど申し上げましたように、規模の大きい比較的主要な財団について検討を今いたしておるところでございますので、その限りで、可能な範囲でできるだけ努力をさせていただきますと存じます。

○矢田部理君　余り限定をつけないで、緊急にやっていたいただきたいということを特に要望しておきたいと思つてゐます。この件は、それで終わりにいたします。

そこで、審議会、本論に入つていききたいと思つておられますが、実は本来ならば教育改革のねらいと問題点というんでしょうか、教育の現場が荒廃をしてゐるさまざまな状況について、現状認識をどういふふうになされておるのか、あるいはまた何がそれをもたらしたのか、原因をめぐむ問題、さらには改革の方向などについて論議をした

いのでありますが、先ほどの大臣の出席状況その他から見て、それは後の方にいたしまして、審議会の性格とか運用とか問題点等について議論をしていきたいと思つております。

政府には二百三十を超えるさまざまな審議会があるわけですが、一般に審議会を設置する理由、目的はどこにあるんでしょうか。これは後藤長官に伺ひましょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　審議会は、御承知のとおり八条機関として設置しておるわけでございます。平たく言えば、役所がそれぞれの重要な施策を決める場合に、役所の窓からだけではなくて、やはり必要な専門知識あるいは民間の有識者の意見、こういうものをできるだけ聞くことが行政運営上適切ではないかといったようなのが私は基本にあると思ひます。

今二百十三ございますから、これは種類によつて一律ではもちろんございません。ただいま申し上げたようなのが一つの型。もう一つは公正を確保するという意味における審議会がございます。これは例えば恩給審議会などというのがそれに該当すると思ひます。それからもう一つは利害の調整を図るという目的のもとで設けておるもの、これは例えば公務員制度審議会あるいは中央社会保険医療協議会、こういったようなものが該当すると思ひます。もう一つは関係の行政機関相互の連絡調整を図る、こういう目的で設置せられておるものがございます。例えば貿易会議なんかはこれだと思ひます。このように種々雑多でございますけれども、やはり基本は何といつても最初に申したように専門知識を導入する、有識者の意見を聞くということが行政施策を立案する際に重要だ、こういうことで設けておるわけでございます。申し上げるまでもなく、八条機関でございますから機関意思の決定をいたします。政府は、その機関意思については尊重をし、そして同時に、政府みずからのこれは責任において立案をしていく、こういうものが私は今日の審議会の性格であらう、かように考えております。

○矢田部理君 今、後藤田長官のおっしゃられたことは、第一次臨調でそういう規定をしていますですね。同じ第一次臨調は、そういう四つの設置理由がある、あわせて審議院を置くのは行政の民主化と官僚体制の打破にあるのだということも指摘をしておられるわけでありまして、今もこの思想は生きておられると思っておりますが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) そのとおりでございます。

○矢田部理君 そこで、臨教審という名の審議会の性格や問題点に議論を移していきたいと思うのでありますが、まず最初に、大衆参議院の審議に当たって気になりますことは、衆議院の審議は、たしか七月十日、内閣委員会で採決をされました。その前後から一斉に各紙が審議会の委員の顔ぶれを報道する。会長には先ほど問題になった慶応大学の石川さんですか。資格があるかどうかというのには、これはまた意見があるかもしれませんが、一斉に名前が出てくる。これから参議院で審議をしようというときに政府は人選を始めたか疑われないかという状況にある。これは参議院の審議権を非常に軽視ないしは無視をしているのじゃないか、まことにけしからぬ話だというふうに思うのですが、この点、官房長官からまず伺いましょうか。

○国務大臣(藤波孝生君) それぞれ重要法案の御審議をお願いいたしておりますので、心からお礼を申し上げます。

先週の閣議の際にも、いよいよ本舞台が参議院に移ってこれから非常に大事な時期に入る、それぞれ閣僚の気分を引き締めて国会第一主義で臨もう、新聞論調などでは峠を越えたとかめどがついたとかいう話が出たり、いろいろ予報記事などが出て大衆迷惑をしておるがとんでもないことだ、これからのいよいよ参議院の審議が始まるので、本舞台に入るので、ひとつ気分を引き締めてこれから国会が始まるような気分で行こう、こういう申し合わせをしたところでございます。そういう気持ちで取り組んでおるのでございます。

この臨教審をめぐりましての人事などいろいろな新聞に出ておる向きがございますが、文部大臣の御意見を伺って内閣総理大臣が任命して、今度衆議院で修正になりましたので国会の御承認をいただくということになります。少なくとも内閣総理大臣並びにその周辺では一切人事などに手をつけておるという事実はありませんし、文部大臣のお手元におかれましては、この法案の成立を見なければ実際に両院の議を経てこの法案の中身が動いていくことにはならないわけでございますから、そういうことにはなっておりません。いま、私は推測をいたしておりますが、いずれにいたしましても、まだ新聞に出ておるような事実になっていないというところは明確に申し上げておきたいと思っております。いよいよこれから御審議に入っていくわけでございますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げます。このように考える次第でございます。

○矢田部理君 どうかの席でも否定をされたのでありますが、全然別の新聞が同じ名前の顔ぶれを一斉に出す、これは偶然ではこんなことは書けないんです。どう見ても、官邸筋が文部省サイドからこのらしきものが流れていると考えるのがこれは常識なんでありまして、こんなことをやられたのでは参議院の審議はたまったものじゃない。文部省、どうですか。一切流した事実はありませんか。ないと思えば、どうしてこういう偶然で一人二人一致するというのはあるかもしれないが、全部といっていいぐらい一致した氏名が各紙に出る。会長人事についても同様です。これは少しおかしいと思いませんか。

○国務大臣(森喜朗君) 私も、衆議院で臨時教育審議会法案が成立をいたしました際に、廊下で、そこに取材をしていらつしやいます記者団の皆さんがインタビューに来られまして、私は大変時間がかかってつらかったけれども、私は大変時間だけで、これからのいよいよ参議院段階で、まずス

タートから始める気持ちです、こういうふうにして上げておりました、官房長官から閣議でそうしたお話がございましたのとまさに軌を同じゅういたしまして、私も参議院のまず第一からの審議をお願いしたい、こういう気持ちでおります。これをまず申し上げておきたいと思っております。

長い審議経過でございましたので、会長でありますとか委員のメンバーはどうなのかというように、この御質問も各党の皆さんから出ました。もちろん、これは法案が成立してからその後に国会の論議を十分踏まえて考えてみたい、この私は終始一貫そのようなお答えを申し上げます。

しかし、後半の段階になってまいりますと、これも野党の皆さんから、文部大臣の考えはよくわかるけれども、どういう分野から選ぶのか、そういう基準ぐらいは示したらどうか、こういうお問いかけでございます。それども、私はかたくなに、それは国会の論議を踏まえて成立してから考えることだという前提を置きながらも、野党の皆さんからも再三そういうお話がございますから、今までの国会の論議を踏まえて、例えば学校教育の現場にある人、あるいは父兄を代表する人、国際的な知識を持つ人、文化人や労働者や産業界の考え方を持つ人というように、この分野、私はお選びをしますとそういう基準がございます。ねというお話を申し上げました。その後、これもまた野党の委員の先生方から、もつと国際的な方、いや、もつと医学や精神学の方からも選ぶべきではないかというように、そういうお問いかけと御意見の提言もございました。私もそういう感覚から選ぶことが大事であろうという答弁を申し上げます。

こういうふうに分野を申し上げてまいりますと、やはりこの問題について大変関心を持ってもらえるマスコミの関係者は、産業界から選ぶとどうだろうか、労働界から選ぶとどうだろうか、知識人から選ぶとどうだろうかという枠を決めて、それぞれ今日の政府のいろんなことに取り組んでおられるメンバーの方や、新聞

記者の皆さんから見られるそういう専門的な立場の方を抽出して予想記事をお書きになると、これはある程度一致して書くのはやむを得ないのじゃないか、こう思っています。これは私の解説です。ただ、私は正直申し上げて、今、矢田部先生がおっしゃるとおり、文部省といたしましてはこの人選に着手もいたしておられませんし、官房長官ともそんなことは全く相談もいたしておられませんし、このところ意識的に、先ほど御指摘がございました今度の不祥事の問題でも、実は総理におわびを申し上げたい、官房長官にもおわびを申し上げたかったけれども、直接お会いすることはまだいらないことと憶測を呼ぶのではないかと、このこととさても御遠慮を申し上げて、総理と目を合わせないぐらいに今気をつけておるわけでございます。どうぞこの御審議を皆さんで十二分にしたいだきまして、御論議を経た結果の中から私も人選をさせていただきます。このように考えておるわけでございます。

記者の皆さんの、メンバーが何となく一致したというところは、この臨時教育審議会の構想が国会に出されてからこれ数カ月たつておるわけでございますので、記者団の皆さんも大変専門的によく勉強されておられるわけでありまして、皆さんがそういう知識や御勉強の中から選ばれた人がたまたま何人か一緒になったということもあるのではないかと、私も新聞を見ながら一喜一憂したり、驚いたり、いささか怒りを持って記者団に時々文句を言ったりいたしておるわけでございます。矢田部さんもその辺のことは十分承知の上で尋ねたろうということは私も承知をいたしておりますが、文部省といたしましては国会の御論議を踏まえてお選びをするというところでございますので、長くなった答弁で恐縮でございますが、全くこの問題について人選の着手はいたしておられません。このことを明言いたしておきたいと思っております。

○矢田部理君 いろいろ解説を含めた説明をいた

だいたいわけであります。そういう顔色とか解説を聞いておるとおのずとこういう人たちが浮かび上がってくるということになるんじゃないでしょうか。例えばさっきの石川さん、それから財界では瀬島さん、小山さん、文部省OBの天城さん、ずっと同じ名前が各紙に出るんです。これは、ただ財界から出しますとか、官僚OBから入れますというところで当然挙がってくる人たちなんです。財界には随分いろいろな人がいるのじゃないですか。どこかでこの問題を漏らしているに違いない。あるいは意中の人があるのじゃないか。下話などをしていて動きも既にあるのじゃないか。全くなくと断言できますか。もし、そうだとするならば、新聞記者あるいは新聞社に取り消しを求めたらどうですか。あるいはまた、これらの人は選びません、新聞に出た人は選びませんというぐらゐのことを言われてしかるべきだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 全く人選を文部省としてはいたしております。

それから、私はむしろ記者団の皆さんにお願いをしたことがあります。立派な方々ですから、いろいろなお立場もあらうと思ひますので、ミスリードをしたり、新聞にお書きになることによつてその先生のお立場を悪くするようなことがあつてはならぬので、大事な方はできるだけ予選記事で出さないようにしてもらいたい、こんなことも実は私はお願いしたぐらゐでございまして、そんなことをお願いすると、途端にまた翌日の新聞には文部大臣が今名前の出ている者を否定したというふうに出てしまふわけでありまして、非常にこのところは難しいことでございますが、お名前が挙がっている方々はそれなりにそれぞれの立場で大変立派な御見識を持つた方々でございまして、今、先生が御指摘のように、余り名前が出ると逆にまた本当に選びにくくなるという面もその一面政府としてはあるわけでありまして、余り予選記事をお書きにならぬようにお願いをしますが、新聞記者の皆さんもこのことで命をかけて

いらつしやるわけありますから、これをおとめてだてするということも大変これは越権なことではございます。大変恐縮でございますが、文部省としては全くこの参議院の御審議にまきか命をかけて皆さんに御議論をお願いいたしておるわけでございますので、国会の御判断が出るまで人選の着手などは毛頭考へておりませんということを、もう一度明確に申し上げておきたいと思ひます。

○矢田部理君 少くもまだ問題はありますが、委員の構成、選挙基準の問題を少し次に何つておきたいと思ふのでありますが、この審議会の委員の構成あるいは選挙については、いかなる点に留意すべきかということについて第一次臨調が指摘をしておるんですが、十分に踏まえておりますか。

○国務大臣(森喜朗君) 人選につきましては、私もまだ明確に、そのことについて総理とも、また官房長官とも、文部省としましてもその判断をいたしていないわけでございます。先ほども申しましたように、具体的な委員の人選につきましては国会におきます議論を十分踏まえて検討したい、こういうふうな考へておりますが、教育改革でございまして、国民全体にかかわる、そしてまた我が国の将来を左右するという重要な課題でございまして、広く国民各界各層の意見が反映されるように配慮しなければならぬ、このように考へておるわけでありまして、

○矢田部理君 第一次臨調は、こう言っているわけですが、特に、中教審などを名指しで言っているわけでありまして、国民を公正に代表する者をもつて構成をすべきだ、官僚は排除すべきだというふうなことを含めて構成について第一次臨調は言つておるんですが、その点は踏まえておりますか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げましたように、広く国民各界各層の意見を反映させるということが大事でありまして、今、先生から御指摘がございましたように、国民を公正に代表するお立場の方々、幅広くいろいろなお立場の方をお選びするというところであらうかというふうな考へて

おります。

○矢田部理君 読んでみますと、こうなっているんです。「委員の構成には、国会議員または公務員を含むものが相当数存在するが、審議会等の制度の趣旨は、行政に直接国民の意思を反映させることにあるから、国会議員、公務員が構成員として関与することは望ましくない」という点が第一点です。それから中教審についても特に名指しで、「委員は広く国民を公正に代表する者をもつて構成し、文部大臣はその決定を尊重しなければならぬ」ということで第一次臨調は指摘をされているわけですね。

この点からいいますれば、どうも今の法案は学識経験者論になつていて、ちよつと第一次臨調の指摘とは違つた規定の仕方をしているわけですね。日本の各種委員の人選は必ずその学識経験者論でくるわけでありまして、これをこの際やつぱり考へ直すべき時期ではないか。少なくとも内容的にもう少しきちつとすべきではないか。これは社会党の久保さんにも伺いたしたのでありますが、まず文部大臣の方から考へ方を示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 私も昔の記録をいろいろひもといてみまして、国会議員等が入りになっているのでちよつと驚いたわけでありまして。私は、浅学にしまして、当時、昔のことを余り承知をいたしておりませんので驚いたわけでございます。そういう意味で、現役の官僚でありますとか国会議員という者は、当然これはその中に入るべきものではなかつたというふうな考へておりますから、今、先生から御指摘をいただきましたように、公正な代表する者、そして幅広く各界各層からお選びをする、こういう考へ方で人選を進めていかなければならぬ、こういうふうな考へております。

○委員以外の議員(久保亘君) 突然のお尋ねでございましてけれども、私は、この種の審議会の場合にはどんな人が、どんな方法で選ばれるかということが審議会の役割の大半を決するのではないかと考へております。中央教育審議会の欠陥もこの審議会の委員の選び方に非常に大きな原因があつたと思つておりました、私どもがこの国民教育審議会の委員を選ぶに当たつて特に参考とすべきものということになりまして、一つはフランスの中央教育審議会の委員の選び方も参考にならうかと思つております。これは八十一名の委員を選出することになつておりますが、公立の学校の教員の代表が二十五名、私学の代表が六名、教育行政機関の代表が二十五名、社会分野の代表が二十五名、この社会分野の代表といふのは学生とか父母とかあるいは労使の関係の人たちとかいうものを選ぶようになっていふようでございます。また、日本でも、教育刷新審議会が中央教育審議会を構想いたしましたときの最初の考へ方では、中央教育審議会の委員十五名については文部省内外の法定の審議会、大学設置審議会とか学術会議とかあるいは当時ありました教育刷新審議会とか、これらの審議会が推薦をいたしますそれぞれ二名の選挙人によつて選挙選出されました定員の二倍の人たちの中から文部大臣が任命するということを構想いたしておつたのでございまして、こういう直接選挙をするという、例えば中央教育委員会というふうなものができて、直接公選によります場合は最も理想的なのであるかもしれませぬけれども、そうでない場合に国民の広い層からいろいろな立場の人たちが国民の幅広い意見を集めるという形で選ばれる民主主義の、直接選挙ができない場合には間接的な選挙による選び方というふうなものを工夫するということが大変重要ではないかと思つております。

今までは、ともすれば一方的に任命をされ、そして密室的審議になるというふうなことで、審議会が国民の期待にこたへなかつたのだ、こう思つておりました。私も、そういう点で臨教審の委員の任命の仕方に對しても大変問題を感じておるのでございまして、国民教育審議会を御採択いただきますならば、今申し上げましたような考へ方を参考にしながら委員は選ばれるべきものだと思つております。

考えております。

○矢田部理君 文部大臣、学識経験者ということと従来も各種審議会の委員を選定してきた。実態を見てみますと、大政府寄りの学者、御用学者というのでしょうか、それから官僚OBなどが中心になって審議会をつくっている。この官僚OBが現職の官僚と内外呼応してその審議会をリードする、こういう癖があるんです。このことを第一次臨調も戒めていたのであります。

現職の官僚でなければいいということにはならぬのであります。文部省の審議会の一覽表を今もらいましたが、すべての委員会と言っているほど、全部文部省のかつての次官とか局長とかという人たちが配置をされている。これはこの際、切斷をしてしるべきだ。さっきの新聞にも一人名前が挙がっています。こういうことをやらないと、国民は今度の審議会についてもまた中教審と同じじゃないか。中教審は、人事の大変な偏りのために信を失ったわけでありました。国民の合意の上に教育改革をやっていく、合意の形成を重視するという立場をとるとするならば、少なくともそういう第一次臨調ですら言っていたことぐらいはきちんとしておくべきだというふうに思うのですが、いかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 従来がどういう形で人選をされたかということとは私は定かにはしていませんが、この臨時教育審議会、もちろん国会で成立をしようだいたしたから十二分に国会の論議を踏まえて判断をしていかなければならぬところでございますが、私の基本的な考え方としては、従来は、従来の選挙のそうした経緯には余りとらわれない、本当に幅広い国民の多くの皆さんの理解を得るように、そういうふうに私自身はこの臨時教育審議会の人選について総理に申し出た、こういうふうな考えでございまして、

ただ、今、矢田部さんからいろいろ例として取り上げられました、今まで審議会について文部省の出身者が非常に多いではないかという御

意見も確かにございしますが、これは個人の学識経験に着目して選任しておるものでありまして、文部省勤務経験の有無で選任されたというのは条件ではないわけでありまして、当該審議会の所掌事務について広い視野と高い識見を持つておる、あるいは当該分野について行政的な経験が豊かであるという、そうした点を配慮して選考いたしましたものであろうというふうに聞いておるわけでございます。ただし、今回の臨時教育審議会については、そうした今、先生から御注意いただきましたようなことなども十二分に人選の判断にしていかなければならぬ大事な御意見であらうというふうに考えております。

○矢田部理君 教育行政で経験が深いというのは事実かもしれません。それは専門委員として、あるいはまた直接いろんな参考意見を聞けばいいのであって、中教審なりあるいは臨教審の委員として入って内部で動いてもらうというのととはちよつと違うのではないかとというのが第一点であります。

それから二番目には、さつき後藤田長官にも確認をしたのでありますが、もともと審議会というのは国民の意思を反映させるためであるのだ、行政の民主化のためにあるのだということが第一、臨調でもきちつと指摘しているところなのであります。官僚OBの巣というところに入り過ぎかもしませんが、このような人たちが入るべき場所ではない、ここだけはひとつ特に御注意申し上げておきたいというのが第二点であります。

それから三番目の問題として、それならばどういう方法でやるべきかということになれば、先ほど久保さんからもお話がありましたように、各界各層から選ぶというだけではなくて、全体として、言葉はいろいろありますが、諸分野代表制というか、諸分野から代表者を出してもらうという形をとるべきではないか。その分野をどういうふうにして定めるかというのは少しく議論をなさなきゃなりません。それから同時に、いろんな分野から出してもらいさえすればいいというのではなく

で、その分野から代表者を選んでもらう。今、フランスの審議会のように選挙その他であるというような歴史的な経験も制度もまだできておりませんから、その点で諸分野代表制をとり、かつ、それぞの分野から上から下までいくことで指名するのではなくて、下から選んでいただくというようなことを少なくとも人選に当たっては考えるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 矢田部先生の御意見として大事に伺っておかなければならぬ点だろうと思いますが、今、先生のお話をそのまゝ伺いますと、諸分野というのをどういうふうに分野別にすることかというところもそれはなかなかわかってまいりますが、私は衆議院の内閣委員会でも御答弁申し上げてきたのでありますが、特定の団体から出る代表という形で選ぶのはどうも好ましくないのではないか。それこそ、先ほど先生がおっしゃったように、専門委員とかそういう形でそれぞれの分野をお願いをするにいたしまして、やはり幅広く、国民各界各層というこの概念は非常に難しいところではあります。特定の分野、それが今上から選ばれるのではなくて下から選ばれるにしろ、そういう分野別に選ぶということはどうも私は臨時教育審議会の議論をしていく上には余り適当ではないのではないか、こういうふうな考えでございまして、

○矢田部理君 学識経験者とか各界各層とかという言葉で上から著名な人を選ぶということではやっぱり本当に国民に根をおろした教育改革はできない、国民の合意の形成は難しいと私は見るんです。特に、教育の場合はそうではないかと考えるわけなので、その点はひとつ十分に留意をさせていただきたいのが第一点であるのと同時に、もう一点は、今度の審議会の目的の一つに、「教育基本法の精神にのっとり」ということが大きな柱になつていくわけでありまして、内容的に申し上げますならば、それは人選に当たっても、それから諮問

に当たっても、審議会の運営に当たっても、一貫して貫かれるべき柱、内容でなければならぬというふうに私は考えるのですが、文部大臣いかがですか。

○国務大臣(森喜朗君) 御審議をお願いいたしております臨時教育審議会設置法案につきましては、「教育基本法の精神にのっとり」というふうには明記をいたしております。私も政府をいたしましては、この教育改革は、憲法の精神をしっかりと教育に具体的に反映をさせる教育基本法の精神、このことを大事に守りながら教育改革をしたと考えておりますし、御人選申し上げる委員の皆様方もこの教育基本法の精神をしつかり大事にして御意見を出していただきたいという期待をいたしておるわけであります。

○矢田部理君 修正をされた責任者であられる深谷さんに、衆議院の内閣委のお考え等をちよつと伺っておきたいのでありますが、人選については国会の同意人事と最終的にはなされました。国会の同意人事ということになりますと、これは政府にだけ注文をつけるのではなく、国会としてもどういう人が適任なのかというように、同意の基準みたいなものを国会自身としてつくつていくべきではないかというふうにも考えるのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私どもはもともと、文部大臣が意見を申し上げ総理大臣が任命するというその経緯については、適切な人事が図られるという期待を全面的に持つていたわけであります。しかし、国民各界各層の理解を得るために国民を代表する国会でも同意が必要であるという建設的な意見が出たものでありますから、それではさらにその期待を追加させる意味で、国会が総理大臣から提案された方々について同意をする、判断をする、そういう規定を加えることがより公正な人事が国民の側からも認められるという、そういう判断に立つて行つたものでございまして、それ以上の同意に関する範囲とか同意についての基準というふうなものを別途に設ける意思はござい

ません。

○矢田部理君 それは修正をされた自公民三党の御意思でございませうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 国会議員の責任において同意を求められた場合に判断をするという点においては、全く三党一致しております。

○矢田部理君 国民の合意を形成するために民主的な基準、どういう方法で選出をするかというようなことについては、全く必要がないという考え方でございませうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 国会議員が国会の中で同意する規定については、まさにこれは国会議員の責任であつて、特別な規定をこの設置法の中に入れるとか、そういう必要はないと思ひます。

○矢田部理君 私は、設置法に条文を入れるというやうな主張はしてないんです。やっぱり国会の同意人事としたというのは、できるだけ国民の諸分野の意向を代表させよう、それにふさわしい人物を選ばうということで、国会も今度は責任を持つという事でありますから、内閣の恣意的な人事というか行政府の考え方でなしに、国会としても一定の見識を持つ、意見を持つということでありまして、それについての基準ぐらひは考へておかないといふかぬのじやないかというの、はそうおかしな議論じやないと思ひますが、いかがですか。久保さんにも、これは対案として出された中に国会同意人事論がありますが、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(深谷隆司君) 総理大臣が国会に同意を求めた場合に、それぞれの国会議員が責任を持つてその人事について検討し答へを出すという、その当然の筋道を私たちは期待しているわけでありまして、特別な規定、基準を設ける必要はないと判断をしております。

○委員(久保亘君) 条文の中に基準を定めるといふことは大変難しいことかもしれませんが、国会で同意をいたします際に、私どもがその基準といひますか根拠に置くべき考え方という

のは、客観的なものとしては、ILO、ユネスコが一九六六年勧告をいたしましたその中に、教育政策とその明確な目標を決定するためには、文化団体、研究調査機関はもちろんのこと、関係当局、教育団体、雇用主と労働者及び父母等の各組織の間で緊密な協力が行われなければならないということがございませう。この考え方がこの人選の場合の基準として生かされればよいのではないだろうかと思ひます。

○矢田部理君 あわせて、さつき文部大臣には伺つたんですが、教育基本法との関係で人選を考へるべきだ。「教育基本法の精神にのっとり」と政府案でも言つておるし、それから社会党の国民教育審議会設置法でも教育基本法ということを重ねた考へに立つてゐるわけでありまして、それは人選に当たつても買かれるべきだといふやうにも考へるんですが、その点はいかがですか。

○委員(久保亘君) 当然に、私は日本国憲法と教育基本法に否定的な立場をおとりになる方は委員に選ばれてはならないと思ひます。

○矢田部理君 いずれにいたしましても、中教審が第一次臨調、佐藤調査会の指摘にもかかわらず、委員の人選に非常に偏りがあつた。例えば多くの教職員を組織している教職員団体の代表を一切入れない、教育学界の先生方にこれまた門を閉ざしてゐるというやうなことを含めて人事に偏りがあつたという点が指摘をされてゐるわけですね。あわせて、この中教審のもう一つの問題点は、密室審議をますます強めてゐた。

そこで、この中教審の失敗をも含めて考へてみますれば、今度の審議会についてどうして公開制がとれないのか。特に、教育の問題については秘密などあつてはならない、オープンにして国民各界各層の意見をそれこそ結果していくべきだといふやうに考へるものでありますが、公開について文部大臣はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) 臨時教育審議会は、先ほどから申し上げておりますやうに、幅広く国民各

界各層からのいわゆる識見を持つ方々によつて二十一世紀あるべき日本の教育の姿を自由適度に御論議をいただきたい、こういうふうな私どもは期待をいたしております。特に教育は、先ほども申し上げましたやうに、我が国の将来をまさに左右する重要な課題でございまして、十二分に御論議をしていただいて、そしてまたそのプロセスにおいては国民の意見が反映されるやうに、そしてまたその理解と協力が得られるやうにするということが一番大事であらうというやうに考へております。

確かに、御指摘のやうに公開制で議論をするといふことも大変大事であります。今ある制度についていろいろな角度で検討していく、あるいは改革していくといふやうなことも出てまいります。やはり確かに公開制にするといふことは、一面自由なやうに見えますけれども、発言される方々お一人お一人のお立場に立ちますと、かえつて発言の自由といふのは妨げになるといふ面もあるわけだと思ひます。

確かに、矢田部さんおっしゃるやうに、教育には秘密性はあり得ません。しかし、御論議をしていただく委員のお立場といふものを考へて、御自由にお議論をいただく、そのかわり御議論の審議内容や経過については適宜国民の前に公表をしていく、あるいはその他さまざまな工夫をやつていただく。基本的には審議会自身でその御判断をお決めいただくといふことは基本的なこれは考へ方ではございませうが、私どもはいたしましては、審議を公開するといふことについては、かえつて審議の状況がそのまま公開されるということにおいて、一面、委員の自由な発言が制約される、そして、ひいては審議会の審議に影響を及ぼすことになるのではないかと問題に考へてゐるわけであつて、別途さまざまな工夫をしながら国民の広く理解と協力を得られるやうな審議の運営をしていきたい、そのやうに判断をいたしてゐるものでございませう。

○矢田部理君 深谷さんに伺ひますが、この修正

は国会同意人事にしたといふことと国会への報告義務を課したといふやうなことが中心であるわけでありませうが、公開の問題についてはどうして修正をされなかつたのか、あるいは議論はなかつたのか、その点について修正提案をされた関係からお聞きをしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(深谷隆司君) 公開につきましては、いろいろ議論がございました。しかし、審議会が開かれる、そのすべての状況があらさまになり続けるといふことについては、現在のやうなマスコミあるいはさまざまな世論の動きなどを見てもまいりますと、委員の一言一言にまで、これはどうだ、あれはどうだといふ批判が及ぶ可能性がある。あるいは投書その他で、本意ではなかつたが逆に受け取られたといふやうなことで議論が起つてくる可能性もある。そうなるまいりますと、委員が潤滑な議論を自由に行うといふことについて逆に制限がもたらされるのではないだろうか、こういう議論が非常に強く出ました。

そこで、公開にかわるものとしては、しからばどうしたらいいだろうか。それはしばしば政府側の答弁にありましたやうに、常時区切りをつけて報告をせよという、それから答申が出た場合には国会に責任を持つて報告をするものとする、この二点で十分にカバーできるのではないだろうか。民主的な議論が自由適達に行われて、その状況が区切りをつけて報告される、まとまつたときにも報告される、そういうことによつて公開に準ずる、あるいは公開に等しい状態が得られると思ひます。たものでありますから、「国会に報告するもの」という規定にいたしたわけでありませう。

○矢田部理君 久保さんに、今の修正提案者の説明も含めて御意見を伺ひたいと思ひますが、この国民教育審議会法では明確に「審議会の会議は、公開とする」といふ規定を置いたもので、その趣旨をも含め公開について幾つかの、しない方がいい、しない方が自由な発言を保障する意味で結構なんだといふやうな意見もあるわけでありませうが、その反論も含めて御説明をいただきたい

と思ひます。

○委員以外の議員(久保亘君) 私は、森文部大臣がおっしゃったと聞いておるのではありませんが、教育の論議に秘密はない、私も全く同感でございます。そして、教育改革を審議する場合に、その論議に参加される方は自分の発言がいつでも国民のすべての方々の批判にたえ得るものというように自信を持って発言をしていただかなければならぬものだと考えております。

中曾根総理が教育改革の問題について国会で述べられましたことは、国民の合意のもとにすそ野の広い論議をやりたいということでございます。そういうことでも、ただいろいろな立場の人が審議会の委員として選ばれているというだけでは国民の参加や合意ということにはつながっていかないのでございまして、もっと国民の皆さんがこの審議会の論議に直接、間接に参加し、そしてそのまゝの意見というものを対して、みんなが自分たちの考え方を取り入れてもらうということによって、自分たちもいろいろと主張しようというところによって合意が得られるように努力をしなければいけない、こう思っております。

しかし、私も国民教育審議会設置法案を提案するに当たりましては、この審議会がいかなる場合も全面公開をしておかなければならないということでは審議会のまた自由を拘束する場合もあると考えましたので、三分の二以上の御同意があれば非公開とする自由も認める、こういう立場で提案をいたしておるのでございます。これは、私は民主主義社会のもとにおける審議会のあり方としては大変妥当なものではなからうかと考えております。教育に関する審議会が公開されないということになれば、もはや国民の合意を口にすることはできない、こう思っております。

我が国の戦後の教育刷新委員会におきまして、この委員会は戦後ただ一回だけ例外的に総理直屬でつくられた審議会でございますが、この会が審議が終了した後議事録を公表するという形で公開をしてみたいと考えておりますが、議

事録を公表できるのであれば会議そのものも公開してよいのではないかと私は考えておるのでございます。

○矢田部理君 今、久保さんからの説明があったのですが、原則的に公開をしようとしても不都合だ、これはやっぱり内部で議論をした方がいいというふうなことが非常に多数である場合には三分の二で非公開にするというふうな運用上の考慮を払えば十分に公開可能なんだ、原則公開にしていいんだ、こういう考え方は間違いないですか。

○国務大臣(森喜朗君) これは基本的には審議会自身で御判断をいただくことでは、原則を公開としても、今、久保さんの御意見を是非公開にするという一つのやり方もあるわけでありますが、私どもは審議会は原則として公開しないが、適宜論議の内容についてはいろいろな工夫、いろいろな方法で国民の前に明らかにしていくということの方がよりベターであるというように私どもは考えて判断をしております。

つまり、やはり発言するお立場の方々は、それぞれ端的に申し上げて、先ほどもちょっと御議論の中に申したけれども、特定の教育にかかわりを持つ団体の皆さんとか、そういうお立場ではないわけですね。もちろん、そういう場合もあり得るかも知れませんが、いろいろなお立場の方があるわけでありまして、その方々の本心に自由な発言というものがこの教育改革にとつてとても大事なことでだということに考えます。もちろん、日本の今日の民主主義というのは大変発展をいたしておりますけれども、いろいろな例がたまたまございまして、長くなつて恐縮でございますが、ある特定の量販店の社長さんが日本の農政に対して批判をした、お米は外国から買えばいいので日本は高い米を買う必要はないという意見がある機関に出された。それだけで不買運動が起きてくる。

そんなことが現実に行われたとは思いませんけれども、そうしたことがそれぞれお一人お一人のお立場から考えれば、絶えず、原則が公開で、何

委員がどう言つてどう言つたということがそのまゝ外へ出ていくということになると、委員の方々にあつての発言は、御自分の個人的なお立場もあるわけではございますが、構えた発言をせざるを得なくなるというところで、本当の正しい意見が出てこないのではないかと、本心の心配をいたして、いろいろではないかというふうな心配をいたして、得るという角度からいろいろな方策をひく審議会自身で御意見をいただく。私どももいたしましては、委員の皆さんにできるだけ自由、潤達に御議論をいただきたいということがこの臨時教育審議会の最大の願いであるというふうに、どうぞ御理解をいただきたいと思います次第です。

○矢田部理君 大臣の考え方は、原則が違つているんだ。世の中の流れは情報公開です。アメリカのサンシャイン法は、改めて紹介するまでもありませんが、こう言つていられるんです。公衆が合衆国政府の政策決定過程に関する最大限に十分な実質的情報を受ける権限を有することが合衆国の政策である。ここまで言い切つてサンシャイン法というのを出しているわけでしょう。日本の臨時だつて、いろいろの批判は悪いが、また十分ではあります。第二臨調では行政の運営や審議会の扱いについてどう言つていますか。これは後藤田さんに聞いた方がいいのかもしれません。

○政府委員(古橋源六郎君) 審議会等につきましても、それはできるだけ公開ということが望ましいけれども、「審議会等の会議の公開は、それぞれ設置目的、任務等に照らしつつ個別に決定されるべき問題であるが、審議概要の公表を行う等であるだけ公開の精神に沿った措置を講ずる。」というのを第二臨調の答申においては言つておられるわけではございません。

○国務大臣(後藤田正晴君) 臨調についての御質問でございますが、臨調自身もできるだけ公開した方がいいということではしようけれども、問題は、今御議論になつていられる点にも関連すると思うんですけど、別段秘密にすることもない。しかしながら、一番肝心なことは、委員のそれぞれ

の方が、自由な発言の環境をつくつてあげないと、自由な発言が制約を受けるといったようなことでは困るわけでしょう。

そこで、審議の過程あるいは審議が終わつた段階でどういふ審議があつたというふうなことは、それは審議会が決めなければならないんですけれども、問題は公開ということになると、だれそれが何を言つたということになるわけですね。そうなるというところ、発言について必ずしも自由な雰囲気の中で物が言いくくるといふことではなからうか、そこをどう担保するかということではなからうか、私はそう思ふんです。したがつて、文部大臣のお答えしておられるのは私は当然の筋ではなからうか。行革審の方もそうなんです。どんどん発表します。しかし、それは審議会としてお決めたことになっていまして、個々の人が何を言つたかという、その会議そのものは公開にはしないというところでやつておるようには私は承知をいたしております。

○矢田部理君 後藤田さんの説明も、必ずしも一貫性がないと私は思つていられるんです。

臨調が言つておられるのは、第五次答申ですが、会議の公開はできるだけすべきだと言つていられるわけですね。つまり、それが原則なんです。ところが、文部大臣の方は公開をしないのが原則なんだ、それを原則にした上でできるだけ明らかにする、という、原則の置き方がちよつと違うというのが第一点です。

それから二番目には、第二臨調が言つておられるのは、「設置目的、任務等に照らしつつ個別に決定されるべき問題である」、ケース・バイ・ケースで決めなさい、こう言つていられるわけですね。ところが、政府の一貫した説明は、あらゆる審議会について委員の自由な発言を確保するためには非公開がよいのだ、つまりケース・バイ・ケース論を否定して一般論で切つていられる。ここに政府の間違ひがあると思ふんです。

加えて、議事録などについてもそうです。議事録などはできるだけ公表すべきだという議論が一

方であるわけでしょう。ところが、これもなかなか公表しない。これでは開かれた議論とか国民の合意形成とかというのは難しいんです。

そこで、これは総務庁に聞いた方がいいのかもしませんが、二百幾つかある日本の審議会、あるいはまた八条機関はもと少のうございませうけれども、その中で中央漁業調整審議会というのがある。これは、いろんな審査会その他で準司法機関的なものがあるが、そうでなくて唯一の公開を決めた審議会があるんです。この審議会、何か言論の自由でも妨げられましたが、支障がありましたか、総務庁に伺いたいですか。

○政府委員(古橋源六郎君) お答えいたします。

二百十三ございます審議会の中で、それはすべて公開をしていないというわけじゃございせん、いわゆる準司法的な業務を行っているようなもの、こういうものについては公開をしているわけございませう。ちよつと今手元のあれは正確じゃないかもしれないけれども、法律をもつて公開とするという原則を示しておりますが今の御指摘をいただいたものでございませう。そういうものを含めまして公開というふうに書いてあります。内規で公開しているものもございませう。あるいは慣行で公開しているものもございませう。そうした七つ。原則公開というふうなものも二十程度はございませう。大体、準司法的な権限とか仕組を持つているもの、そういうものについては公開をしているというふうにお考えいただければいいのじゃないか、こういうふうに思っております。

○矢田部理君 社会保険審査会とか公害健康被害補償不服審査会とかいう、審査を対象とする準司法的な機関については公開の原則を持つています。それだけではなくて、漁業調整審議会などというものは必ずしもこれは準司法的機関じゃありません。しかし、これは明文で公開を規定している。何かそのために不都合がございましてか、公開してございませう。特段の不都合がないんです、公開してございませう。その結果、審査の自由が妨

げられたとか言論の自由が著しく制限されたなどという話は聞いたことがない。

そして、これは藤波官房長官に伺った方がいいと思うんですが、今、日本の社会でオープンにしたら自由な議論はできないというほど日本の民主主義とか言論、表現の自由は貧弱なものでしょうか。また、自分の発言についていろんな批判がされても、それは批判がまた次の新しい発展を生むのでありまして、そういう自由闊達な議論こそ期待されるのでありませうか。その意味では審議会を密室の中に閉じ込める、時々まとまったとき報告すればいいというふうな性質のものにしては断じてならないと私は思うんですが、これは総理の考え方の問題です。

ここまで来れば、今の情報公開、各国の諸制度、日本の臨調の考え方、それから現に公開をしている日本の審議会のあり方、実態を見ても、どこから見たって審議会を密室にする理由はない。原則公開、しかしどうしても何かの事情で必要があったり、それが多数の意見と考えた場合は、社会党がまさに提案しているように、そのときには非公開でやたらいいじゃありませんか。それが民主主義といふものじゃありませんか。特に、教育はそのことが非常に要求されているのじゃありませんか。官房長官にお答えをいただきたい。

○国務大臣(藤波孝生君) 今度の臨時教育審議会の御議論は、時代の変化に対応して、しかも従来いろいろ問題があったところをどのように解決していったらいいか、国民の皆さん方も非常に御心配になっておられて、各方面でいろんな教育論議が起こっている、そういうことを踏まえて新しく出されていこう、こういうふうな考えで御提案申し上げておるところだと思ひます。

したがって、この審議会が発表をして議論が進められてまいります中で、教育論議というのが臨時教育審議会の中で議論されていこうというのでなくて、いろいろなサークル、いろいろな地域、いろいろな団体でそれぞれ考えておられる、教育をどうしようかというふうな御議論が高

まってきた、そういう国民的な教育改革への御議論がずっと進んで、私はよく、表現がいいかどうか分かりませんが、今度の臨時教育審議会はその意味でも国民の皆さん全部が教育のことを考えてくださるいわば中央広場だ、中央広場で臨時教育審議会というの御議論をいただいていく、随所にいろんな御議論があつて、それらの御議論も十分参考にされるし、それぞれお互いに十分勉強し合ひながらこの議論が深まっていって、こういうことになると思つておるわけでありませう。

そういう意味でも、非常にうまくこの臨時教育審議会での議論が国民の皆さん方に伝わって、そして今審議会ではこんなふうな議論が進んでいるというふうなことがわかつて、それに呼応している人などところどころいろんな御議論がある、御提案もいただくといいようなふうになれば私はいいと思ふんです。そういう意味でも、さつきからお話がございませうに、先生御指摘の、それが密室であるとか閉鎖的であるとかということであつてはならないと思ひますが、ただ選ばれた委員の方々が真に心の底から自分の思つておられることを自分の利害得失一切にこだわらなく教育論議として進められる、何らの拘束も受けないというふうな形が保障されるというのは非常に大事なことでと思ひます。

それからもう一つ、こういう視点は先生ないでしようか。今現に教育界があつて、それぞれ教育活動が進められているわけですが、その中で、例がいかどうか分かりませんが、ちよつといい例が思い当たりませんので申し上げますと、例えば高等教育にはもつと行くべきだという御発言をなさる方もあるだろうと思ふんです。高等教育なんてそんな頭でかちかちなことをしないで、もつと中学校や高等学校から社会へ出て社会人として頑張つていく中で、将来また高等教育をやろうと思つたら高等教育へ行くというふうな機会がもつと保障されたらどうかとかというふうな御議論があると思ふんです。

高等学校の議論の場合に、普通科を中心としてやるべきだという人もあるかも知れぬし、いや、それは職業教育を中心としてもつと考えるとどうだという御意見も出るかも知れぬ。そうすると、何か要領よくまとめられて外に意見が出ませんと、委員の方の御発言がそのときそのときで教育界は一喜一憂する。こういうことになりまして、教育界に対する影響というのはそのときそのときにいろいろな形で出てくる。中学校の進路指導の先生は一体どういふふうな生徒に話をしたらいいのだからかというふうなところもあらうかと思ひます。それから、そんなこともいろいろお考へなつて、文部省、文部大臣中心に要領よく何か外へ議論の過程が出るような方がいいがというふうにお考えくださつていられるのは、文部行政の責任者として私はそれは正しいのではないだらうかというふうにお考へなつて、これは決して密室で議論をしていこうということとは違つて、事柄の重要性にかんがみ、しかも先生おっしゃるように、今日の日本の社会といふのは民主主義の非常に強い基盤がお互いに一応できていて、こういうふうな信じたいわけがございませうから、その上に立つての自由な御議論ではありますけれども、扱いについては十分気をつけていくようにしてはどうか。こういうふうなところを考へますと、何とか御理解をせひつたいたしたいものだ、こう思ふのでございませうが、いかがでございませうか。ぜひ御理解をいただきたいと思ふわけがございませう。

○矢田部理君 私は理解をするわけにはいかないものでありまして、やっぱり知る権利とか、行政情報全般に公開して、そのことで国民がみんな教育の問題を考える一つの契機にする、それを通して国民が参加をしていく、それで意思を形成していくといふことの方がよほど大事だ、あるいは教育改革も実りあるものになると私は依然として持論として持っておりますから、今後の運営に当たつては十分しかとそこを考へてもらいたいと思ふわけでありませう。

公開論議ばかりやっておつてもあれでありますから、次の質問でもう一つ大変気になりますのは、これは修正案を出された深谷さんに詰めなきやならぬと思うんです。委員の人は、今度は守秘義務というのがついてしまった。臨教審の委員になりますと、「職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない」、一生漏らしてはならない、どうしてこんな規定を置くことになったんでしょうか。会議が非公開の上、しかもその委員は知り得た秘密を漏らしてはならない、ますます密室に閉じ込められることになってはいはないのか、教育に秘密がないのになぜして秘密を守る義務を課さなければならなかったのか、このことをまず深谷さんから。

○衆議院議員(深谷隆司君) 政府から当初出されていた臨教審法案は、国会の同意を得なくて内閣総理大臣の任命でありますから一般職の国家公務員。一般職の国家公務員には国家公務員法という法律があつて、当然そこでは守秘義務というのが規定されているわけです。これを同意にしたわけでありまして特別職の国家公務員になるわけで、委員の形というのは全く変わりはないものでありますから、これは国家公務員法に規定されたその枠組みの中に入りませんので、それを新たに文言にして載せたというわけでございます。

○矢田部理君 そういう言われ方をするならばもう少し聞きますが、国家公務員法百条の秘密とこの臨教審法案に出した秘密は同じですか、違いますか。

○衆議院議員(深谷隆司君) この問題についてもいろんな議論があつたのでありますが、特別職の国家公務員を規定するさまざまな審議会、従来からのものを全部調べてまいりますと、三十年代以降のものはことごとくこの守秘規定を入れておるわけでありまして、最近では入れていないという例があります。ですから、そういう通常の形に照らしてこのたびもそういうものをつけ加えた。したがって、公開とかいわれる密室で行うというようなことの配慮は、この規定の中には私たちが

は含めておりません。

○矢田部理君 私の質問は全然違います。

もう一回申し上げますが、国家公務員法百条の秘密とこの臨教審で決めた秘密というのは同じですか、違いますかと聞いています。

○衆議院議員(深谷隆司君) 同じものと理解していただいて結構です。

○矢田部理君 全然違うのだと私は思うんです。国家公務員法よりもっと悪いんです、一般に学問上言われているこの内容というのは、あなたも指摘をされましたように、ずっと戦後の審議会を見てもありますと、守秘義務のない審議会がいつぱいあるんです。特に、今言われたように、二十年代の審議会には全部ありませんと言つてもいいぐらい。ところが、原子力関係の審議会ができた、公害関係の審議会ができた時期からなぜか政府は守秘義務をつけるようになった。しかも、公務員法の守秘義務よりも範囲が広い。こんなばかんなこととがありますか。教育には秘密がないというなら、これは直ちに削除すべきだと私は思います。いかがですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 今、委員の御指摘のお考えと私たちは考えを異にしております。私たちは、例えば守秘義務の中に、個人のプライバシーとか、そういう最低限保障されなければならぬ事項についての守秘規定であります。それ以上の、例えば区切りをもつて報告する事柄や、答申の内容について国会に報告する事柄に秘密事項を加える、そういう配慮を持つていられるのは全くないわけでありまして、その点はあなたの御指摘といささか違います。

○矢田部理君 国家公務員法の秘密とここに言う守秘義務の秘密は同じだという考え方、それで維持していいのでしょうか。ちよつとこれは学界の問題、秘密の範囲の広さ、實にかかわる問題なんだ。それを、あなた、維持されますか。そうだとすればこれは大変なことですよ、かつてない解釈です。

○衆議院議員(深谷隆司君) 私たちがここで挙げているのは、一般的に守らなければならない秘密、つまり、ただいま申し上げたような個人のプライバシーにかかわるような秘密あるいは外交上の秘密、さまざまな語られていられるその範囲のものについての守秘義務を項目として加えた、そう思つております。

○矢田部理君 国家公務員法の秘密の範囲と同じだと答えているがそれでいいんですかと、こう聞いている。そんな解釈はどこにもありませんよ、日本に。そんなことになったら大変なことになる。全然納得できません、今の答えは。

○衆議院議員(深谷隆司君) 規定の文言は全く同じでございますから、先ほど申し上げたように同じに理解していただいて結構でございます。

○矢田部理君 実質秘と形式秘というのは違いがわかりますか。

○衆議院議員(深谷隆司君) わかります。

○矢田部理君 どういう違いでしょうか。

○衆議院議員(深谷隆司君) 公務員法では実質秘で考へております。

○矢田部理君 この秘は、この臨教審の秘はどうですか。

○衆議院議員(深谷隆司君) ただいま申し上げたように……

○委員長(高平公友君) 委員長が名前を言つてから立つて下さい。あなたの方でやりとりしては委員会では保てませんから、注意しておきます。

○衆議院議員(深谷隆司君) わかりました。

私どもは、同様と考えております。

○矢田部理君 公務員法で定められている秘といふのは、刑罰によつて担保されているといふんです、その違反は罰則があるんです。だから、単なる形式秘であつてはならない、実質秘を指している。ところが、このこで言う秘といふのは刑罰規定はございせん。したがつて、懲戒処分、罷免などの処分によつて担保される格好になる。したがつて、その秘は公務員秘とは違つて形式秘を指すのだというのが一般的、常識的な考え方なんです。

です。そうなつてきますと、この秘密の範囲といふのは一般公務員の秘密よりもはるかに範囲の広いものになる可能性を持つています。指定秘とも一般に言われている。その意味じゃこれは違ふんです、講学上。同じだといふあなたの説明は納得できません。

ちよつとお待ちください。私は提案者の意思を聞いておるのであつて、法制局の解釈を聞くのじやないのだから、指定しない人は手を挙げないでください。

○衆議院議員(深谷隆司君) ただいまの議論については、法制局から法的な背景を踏まえて答弁させていただきます。

○衆議院法制局参事(松下正美君) お答え申し上げます。

秘密と申しますのは、一般に知られていない事実で、知られないことについて利益があると客観的に認められるものをいふというふうには理解いたしております。その点につきましては国家公務員法の百条も修正後のこの法律案の第五条第六項の秘密も同一であるというふうな考へておるわけでございます。

○矢田部理君 全然納得しません。

○委員長(高平公友君) もう少しわかりやすく答弁してくださいと、こういうことであります。納得できるように答弁してください。

○衆議院法制局参事(松下正美君) お答え申し上げます。

国家公務員法の第百条第一項に規定しております秘密と申しますのは、先生御指摘のように実質秘といふことでございまして、修正後のこの法律案の第五条第六項の秘密も国家公務員法第百条第一項の秘密と同じように実質秘と考へるべきものである、このように理解をいたしております。したがつて、国家公務員法の第百条第一項と修正後のこの法律案の第五条第六項は同一であるといふふうな考へておるわけでございます。

○矢田部理君 講学上その刑罰によつて保護される秘密と、それから行政上の懲罰規定によつて保

護される秘密というのは違ふ、前者は実質秘であり、後者は形式秘だという考え方は、あなた、わかりますか。

○衆議院法制局参事(松下正義君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、修正後のこの法律案の第五第六項の守秘義務につきましては罰則の担保がないことはそのとおりでございますが、その罰則の担保がないからといってこの第五第六項の秘密が形式秘を意味するということにはならないのではないかと、このように考えております。

○矢田部理君 そうだとすると、これは秘密に乱れが生ずるのじやありませんか。一般的にはそういう法制になつてゐるんです、みんな。物の本もみんなそう書いてある。少し勝手な解釈にならないか。刑罰をもつてチェックされる秘密はかなり厳格に見なきゃならぬわけです。単に秘密だと思つただけじゃなくて、言うならば、それを秘密として保護するに値する秘密という実質秘論が出たわけです。しかし、刑罰ほど厳しくない懲戒等の手続によつてチェックされる秘密というのは、例えば官公庁がマル秘という判を押したり、これは秘密だと指定をしたりすれば、実質上の秘でなくとも秘密になるという範囲の広い秘密というふうに一般的には説明されてゐる。

この臨教審の規定の中には罰則の規定がありません。逆に罷免、一委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、「罷免することが出来る」。いわば懲戒規定とまでは言えないかも知れぬが、それに類した規定で担保されている秘密ということになるわけだから、当然これは文脈上あるいは規定の体裁上やっぱ形式秘も含むと読まなきゃならぬ、立法者がどういう説明をしようとする。そうなつてくると、従来の一般公務員法よりもより広い範囲の秘密保護規定がここに挿入をされる。これは委員会の公開の問題とあわせて極めて重大であるというふうには私は言わざるを得ないわけです。それが一つ。

それから一体この秘密というのはだれが決めるのだ、どこで決めるのだという問題もあるわけです。しかも、その秘密が一生涯かぶさる、委員にはこれは少なくとも入れなきゃいけない。あわせて申し上げれば、ずっと全部、特別公務員は秘密にしなきゃならぬなという理由はないわけですか。例えば地方財政審議会なんというのは、この規定は全然置かれていないからオープンです。地方財政審議会がオープンでやられておつて守秘義務がないのに、どうして天下にオープンにすべき教育の論議で守秘義務を課さなきゃならぬのですか。守秘義務がない審議会はいっぱいあります。こういう点でも、この守秘義務の規定は大変問題なんだ。我々は、これは絶対賛成するわけにはいかぬ。まして、今のような解釈というのはその場逃れの解釈と言わざるを得ないと思ふんです。

○衆議院法制局参事(松下正義君) お答え申し上げます。

先生御指摘のように、刑罰をもつて担保せられております国家公務員法第百条の守秘義務におきまして秘密というものは厳格に解さなきゃならぬというところは先生おっしゃられるとおりなんですが、ただ罰則で担保されていない守秘義務であるからといひまして、論理必然的にそれが形式秘であるということにはならないのではないかと申すのでございます。と申しますのは、先生も御指摘になられましたように、この守秘義務につきまして法律効果がなければいけません。でございまして、修正後の法律案の五項五項によりまして罷免の事由とされているわけでございます。でございまして、この五項第六項の秘密につきましても厳格に解釈をする必要があると思ふのでございまして、やはりこれは形式秘というように解すべきではないのかというふうに思ふのでございします。

○矢田部理君 委員長、これは法制局がその場しのぎの説明をしてもだめなんです。非常に重要な規定、問題のある規定ですから、最終的にはこれ

は政府が責任を負わなきゃならぬ規定でもあるから、法制局長官を呼んで、ひとつこの統一的な見解を示してほしい。いささかなりとも疑われるような問題の余地を残すべきでない、そのことを強く要求します。

○委員長(高平公友君) 速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(高平公友君) 速記を起こしてください。

暫時休憩します。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分開会

(理事坂野重信君委員長席に着く)

○理事 坂野重信君 再開いたします。

(理事坂野重信君退席、委員長着席)

○矢田部理君 審議会をめぐる問題は、守秘義務の問題も含めてまだ幾つかありますので、ただそれを前提とする質問等もありますからここでひとつ置いておきまして、別のテーマに入ります。

官房長官が四時から記者会見だそうでありまして、これも順序が逆になります、先に質問したいと思ひます。それは、教育改革の位置づけと申しましうか、臨教審の位置づけと言つた方が適切かもしれませんが、そこを伺つていきたいと思ひます。

従来、教育問題については中教審がありまして、この中教審がさまざまな教育問題等々について答申を出してきていたわけですが、今回なぜ中教審でなく臨教審なのかということがいま一つはつきりしません。政府の説明によりますと、一文科省が取り扱うべき問題ではない、総理大臣が直接的に各省庁を結果してやる改革だからなどという説明もありますが、同時に、中曽根総理は、中教審というのは占領軍によつて指導された外来種の教育理念や制度の上を走りながら小刻みの改革を行っているにすぎない、第二臨調の次に必要なのは教育大臨調だと考えている、文部省の中

教審程度のスケールの小さい技術論による教育改革ではなく、教育体系の基本的なあり方まで掘り下げて改革するのだというような発言まであるわけですから、憲法問題は後に置いておきますが、我々も、中教審に対しては意見を持っています。

先ほどから指摘しておりましたように、委員が公正に選出をされていない、大変密室的で、教育基本法を全体としてゆがめるような方向の中で中教審が仕切られてきたということなども含めて中教審には意見を持っておりますが、中曽根さんはまた別の意味であの中教審に対する不信、意見を持つておられる。この中教審に対する不信、意見というのは、とりもなおさず文部行政に対する意見でもあるかと思ふんです。その点で中曽根さんの判決によれば、中教審と文部省は落第、能力がない、したがって私が引き取つてやるのだというのが今度の臨教審のように思えてならないんです。

そして、中曽根さんがそういうことを言ひ出すことになりましたと、今の中教審の批判にも一部あらわれておりますように、どうも中曽根さんの持つて生まれた体質というのでしょうか、政治的なにおいがふんふんとこの臨教審の中にちりばめられてゐる、においがついてゐるというふうな思わざるを得ないのであります。この点、中曽根さんの中教審批判、ひいては文部省批判に対して文部大臣はどう考えられるのか。それから、これは総理に聞けばいいのであります。きょうは官房長官がおいでになつておりますから、この辺のところを官房長官としてはどんなふうにお考えになつておりますか。まず、御両者から伺つていきたいと思ひます。

○國務大臣(森喜朗君) 中教審は、これも矢田部先生十分御存じであります、文部大臣の諮問に應じまして、文部省の固有の事務、教育、芸術、文化に關します基本的な重要施策について調査審議をしていただく、そういう機関でございます。今回お願いをいたしております臨時教育審議会、はいわゆる二十一世紀に向けて我が国社会における教育の諸機能全般にわたつて行政各部の施策

の関連を考慮しながら総合的に内閣全体で検討をしよう、これが今回の臨教審を設置する理由でございます。

したがって、総理が、今、先生から総理の御発言に対して御意見を交えてお尋ねでございますが、それは決して文部省や中教審を非難するということではなくて、やはりこれから教育全体を長期的に、そして政府全体の責任において検討しようということでございますので、文部省や、そしてまた文部省の諮問に依りて今日まで数々の答申を出し意見を提言してきた中教審のそうした実績を踏まえて、そして政府全体で長期的な展望で検討しようというものでございますので、文部省が失格だとか中教審はだめだというそういう御意見ではない、私どもはそういうように承知をし、理解をしておりますのであります。

○国務大臣(藤波孝生君) 今、文部大臣が御答えになられましたとおりでございますが、歴代文部大臣を中心としたしまして文部行政が随分御努力をいただいてきたことに中曽根総理は常に敬意を表しておるのでございます。そして、よく夜などお一人で何か物を読んでおられますから、何を讀んでおるかと思つて見ますと、代々中教審が御答申になってこられた答申書をずっと精読をしておるといふような場面によくぶつかるとでございます。決して中教審というものの果たしてこれといった役割とか、またその後文部省がフォローしてまいりましたことなどについて軽視しておるとかあるいはべつ視しておるといふようなことは全くないというところは申し上げておきたいと存じます。

ただ、今、文部大臣が御答えになりましたように、明治以来非常に教育を大事にしてきた日本の国が、今日さらに新しい時代に向かって、二十一世紀に向かって大きく飛躍、発展を遂げていくという、特にいろいろ検討してみると教育の問題について国民的にもいろいろな御意見がある、こういった御意見を各方面からちょうだいして、そしてみなんでさらにいい教育を進めていくように、そういう論議の場を内閣総理大臣が諮問をするという

形をお願いをして、今お話がありましたように、この問題に政府全体が取り組む。

そして、特に大事なことは、今日の問題は、縦割りの今日の行政の姿から見ますと、いろいろな役所に随分またがって解決をしていかなきゃならぬ問題がいろいろあるわけでございます。教育の問題も文部省が当然責任を持ち、かつ中心に立つてお進めをいただくわけでございますけれども、教育を中心としていろいろな省庁に、いろいろな問題としてまたがっている部分が多うございまして、答申をいただきました後は政府全体挙げてこの実行に向かって進まなければいかぬ、そういうふうな姿勢を示すために、従来の文部省の中教審との関係というのではなく、新しい審議会を設けて総理大臣の諮問機関としてお願いをしよう、こういうことで今度の御提案を申し上げることになりましたので、どうか御理解をいただきたいと思うのでございます。

○矢田部理君 中曽根内閣のもとの閣僚でありますし、また番頭役の官房長官でありますから弁明、弁護することはいたした方がいいとしても、またそれは相当割り引いて考えなきゃならぬのでありまして、特に中教審に対してそういう批判の矢をかつて向けていただけではなしに、行革をやった後は教育だ、教育臨調のようなものをつくつて、この文章によりまして、オーバードールをやることが大事で、それが事実上憲法問題も処理することになる、こうまで言い切っているんです。もともと憲法改正論者、我々から言わせれば改悪論者であつた中曽根さんが、なかなか今の情勢から簡単に憲法改正はほらない。そこで、ここで教育に手を付けて、言うならば事実上憲法改正をやつてのける。憲法問題の処理をすることになるのだ、こう言っているんです、ある週刊誌の文章を読みますと。

こういう位置づけで教育改革なるものをするとするなら、これは大変な事態だと私たちは深刻に受けとめざるを得ないんです。憲法問題との兼ね合いで教育問題をとらえてきたことは、この週刊

誌の議論だけでなしにほかの会合でも言っておるはずであります。そこら辺をどうつかまえているんでしょか。依然として教育臨調を憲法改悪の前段階、こういう位置づけで教育問題を走らせているのではありませんか。その点、官房長官にも一度伺つておきたい。それから久保さんはこの点どういうふうに見ておられるか、その後には御説明をいただければありがたいと思います。

○国務大臣(藤波孝生君) 今御指摘をいただきましたその文章は、いつごろ中曽根康弘という政治家が発言をした中身になっておるのかと思うのでございますが、内閣総理大臣になりましてからは、個人的には憲法に対する考え方は持つておるかと思ひますけれども、内閣総理大臣といたしまして憲法を遵守して進むという姿勢を貫いて今日に至つておるところでございます。いろいろと政府が政策課題を掲げましてこれを解決して進む、これは当然のことでございます、その努力をしていかなければならぬと思うのでございます。

例えば外交を強力に推進する、そのことによつて国益を守り、そして国際社会における日本の地位を占め、平和を維持するために努力していく、こういうことも非常に大事に考えてきたことのついででございます。行財政改革をどうしてもやり遂げなければいかぬ、臨調でいろいろ御論議をいただき、御答申をいただいたその路線を守つて一つ一つの具体的に組上に上せ、かつ、これを解決するための努力をしてきておるところでございます。今国会におきましていろいろな行革関連法案の御審議をお願いしてきておるところでございます。

そして、教育の問題につきましても、いろいろ各方面からの御意見もあるし、ぜひこれはいいい教育を進めていくためにどうしても進めなければいかぬけれども、内閣総理大臣と文部大臣で相談をしてやつていくというのではやはり独断になつてはいかぬ、各界各層の方にお集まりをいただいで、そこで御論議をしていただいで、新しい正しい教育の方向というものをひとつぜひお示しをい

ただいて、そしてそれに向かつて政府は努力をしていくということが大事だ、こういう考え方です。何らかの先入観を持つてこういう方向に持つていってもらうために審議会をお願いするというのはなくて、あくまでもこの審議会の中での御論議を大事にして、そして運営などにつきまして大部分選ばれた委員の方々の考えによつて御論議もひとつ深めていただく、文部大臣もそんなふうに来て、したがって、法案としては審議会を設置するということとを、法案としては審議会を設置するということとを、法案としては審議会の方々の御論議を深めていただくことによつて教育の正しい方向をお示しいただく、こういうふうな考えでおるのが今回御提案を申し上げております真意でございます。しかも、法律の中に「教育基本法にのっとり」と明記して御論議をいただくという、こういう気持ちで取り組んでおる次第でございますので、どうか御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員(久保宣君) 私は、教育改革を望む国民の声をどのように実現していくかということ、今はすべての立場の人たちが同じように熱意を持つようになったと思つておりますが、しかしその場合に、やはりこの臨教審の持つております考え方というのは、中曽根さんの従来のいろいろな御発言をつないでまいりますと、教育基本法に基づく戦後教育の総決算をやる、そして二十世紀を展望するといふ大きな構えの中で行革臨調の路線を教育臨調につないでいくという、そういう発想ではないかと思つてございます。

そして、そのような新しい教育理念を政治主導のもとにつくり上げていくためには、どうしても総理主導の審議会が必要であるという見地から臨教審が考えられるようになったと思つております。しかし、そのことをストレートに表現するのは余りよくないというお考えで、文部省ではもはや教育の全体の問題を考えるには限界があるという

ことに對しては、これこそ私は政府が力を發揮し

打ちの議論もしなきゃならぬわけですが、

イズされていくものだと思いますが、政府の従来

枠内における政府のこれから講ずる改善措置、そ

れについて推進をしていく、こういうことでございます。別段、政府はこれを隠れみのにしておるわけでもありませんし、これはあくまでも審議会は審議会でございまして、政府の責任でこれはやるべきもので、御質問の中にあつたような、何か政府、国会の上にある機関であるといったような御意見でございましたが、決して私もはさようには考えておりません。

ただ、この法律の中にもありますように、臨調の答申そのものを政府は最大限尊重するという閣議決定があり、そして行革審の御意見なりあるいは諮問への答申なりというものについてもこれを尊重しなければならぬということが法律に書いてございまして、それらを頭に置きながら私どもとしては政府全体の責任において処理をしたい、こう考えているわけでございします。

教育についての第二臨調の答申も、これは出ていたわけですが、同時にまた、小委員会が新聞に発表せられたものを見ても、私は第二臨調の答申の路線から外れて新しくつけ加わっているものはないのじゃないか、こう考えておりますが、いざにいたしまして、これは行革審の御意見の御提出を受けた段階でやはり政府全体として責任を持ってこれに対処をしていきたい、こう考えているわけでございします。

○矢田部理君 これは文部大臣の方がよろしいのかも知れませんが、教育臨調というか臨教審をつくつて今後の教育改革の構想を固めてもらう、あるいは諮問して答申してもらうというのと、従来からやつてこられた文部行政がありますね。これは各論的にはもう少し後で伺いますが、四十人学級とか私学の助成とかあるいは大規模校の解消とかという一連の教育環境の整備、教育条件の整備を通して今のこの教育荒廃をなくしていく、その中から行き届いた教育とか一人一人に目が届くような教育をつくっていく、この路線、これはどうするんですか。臨教審に全部預けてしまつて、今までのやつはストップなんですか。

臨教審にはお構いなしに、第二臨調、最近の行

革審は全部これまで刻んでいく、ストップないし抑制というあの状況を依然として継続していく、そういう状況と教育改革を進めるという路線とはどうしたつてやっぱりなかなか一致しない、微妙に食い違つたり、場合によっては大変対立点を帯びていくという契機になりはしないかと思うんですが、その辺どういうふうにお考えになつていますか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げましたように、今回お願いをいたしております臨時教育審議会、いわゆる教育改革は二十一世紀を担う子供たちのためにどのような教育のあり方がいいのか、そうしたことを幅広くいろいろな角度から検討していきたい、そういうのが基本的なスタンスでございします。しかし、一方におきましては、文部省は文教行政を毎日進めていかなきゃならぬ責任があるわけでございします。したがって、今例示として御指摘がございました、学校教育の現場を少しでも改善していく、こうした行政の私たちに与えられた責任は日々これ努めていくということとは当然なことではございします。もちろん、今後におきまして臨時教育審議会にどういふことを御議論いただくかということとは、これは審議会自身で御判断なさることではございしますが、ある面におきましては教育諸条件というものを逆にもつともつという方向に持つていくということも当然考えられるわけであります。

これは、先生あくまでも一つの想定を頭に置いて御心配の点で御質疑をなされておるものだと思いますが、どうも第二臨調は行政改革でいふ意味で抑制をしたり切つていった、したがって教育改革もそれと同じような路線にあつて、臨時教育審議会でもまた教育の諸条件をばさばさ切つて切り刻んでいくのではないかと、御心配の余りにそういう御質問も想定をされてなさつておられると思います。私も、むしろこの行政改革は、ここに総務庁長官いらつしやいますけれども、将来の日本にとって、もつともつとやはり柔軟に、そしてある意味においては行政改革を整理しながら、もつと躍動的な新しい日本を建設的に大きく伸ばしていこうというのが財政再建でもあり、行政改革でもありというふうには私は信じております。そういう一環の中で、さらに日本の国の教育をより充実させて、より大きく広がりを見せていく、教育を展開させていこうというのが私どもの願ひでもございしますし、総理もまたそのことを願つておられると思うんです。

そういう意味で、いろいろとフィックスする面は出てくるかも知れませんが、臨時教育審議会はあくまでも将来の日本の長期的な展望に立つた、内閣全体としての教育の展望を検討していくということではございしますし、文部省はこれ日々教育の諸条件をできるだけ整備していく、あるいは改善していく、このことを努めていくことは当然のことであるというふうには考えております。

○矢田部理君 もう一点だけ後藤田長官に御質問して終わりにしたいと思つてますが、中曽根総理は臨教審ができればすぐにも来年度予算に向けて緊急の答申を出してもらふということも言つておられるわけですが、当然のことながら、答申の内容については財政の裏打ちが必要になつてくる。一方ではその臨教審の答申を尊重する、他方では行革審がずつと教育費を減らしてくることも答申する、当然遠からずその問題は衝突を起す。こちら辺に於いてもう少ししかとした方針が生まれませんと、何が臨教審なのか。そして、さらに長期的に見まするならば、臨教審の出す教育改革の構想というのは当然のことながら費用負担や財政問題が出てくる。その提案の具体的な裏打ちを大蔵当局はするののかしないのか。それと従来の臨調路線、ここでもやっぱり大きく衝突する可能性、危険性をもつてゐる。すぐさまにもやっぱり問題が出てくる余地があるわけですが、この辺はどうお考えですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは教育審議会の御審議でどういふ御意見が出てくるのか、またそれがいつの時期になるのか、ものによつても違ふと思ひますし、それが未定の今の段階でどうこう

ということはお答えができません。申し上げるまでもなく、肥大化した行政の組織、これにメスを入れて、そしてむだを省き効率を高めよう、こういうこと。そうしますと、これはただ削るということだけが一般に認識されておりますが、あの答申の中にもありますように、私自身も、それも重大な仕事である。しかしながら、やはり肝心なことは時代の変化への対応、そうすることによつて活力のあるいわば政府づくりといひますか国づくりに資したい。

こういう考え方でいふゆる行政改革という仕事をやつておるわけでございしますから、私はこの教育の審議会がどういふ御意見が出るかわかりませんが、それが国の将来にとって何となくやつてやらなければならぬ重要な仕事ではないかというところになれば、それこそまさに新しい時代の変化への対応の一つではないかというふうには理解をいたしておりますけれども、まだ何せ教育審議会ができておりませんから、できるだけ早くつくつていただいて、いろいろな御審議をしていただければありがたい、かように考えておるわけでございします。

○矢田部理君 少し手順が逆になつておりますが、そこで、今後の教育改革の方向といひますか、基本的な枠組みというふうなことに焦点を当てて少しく議論をしてみたいと思ふのでありますが、今言われているところの教育荒廃の現状といひますと、非行とか暴力とかあるいは受験地獄とか登校拒否とか、いろいろ指摘をされておりますが、これは文部大臣、それから久保さんにもお尋ねをしますが、この現状認識についてはほぼ共通というふうには受けとめてよろしいのでしょうか。それそれからお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 確かに、現実には学校教育におきましてもさまざまな問題が提起をされておりました、問題の多い教育荒廃という一つの現象、教育荒廃というのはどういふ現象であるかというふうなことは概念はなかなか難しいわけであ

りますが、社会におきまゝいろいろな病理現象み
いなものはやはり教育が原因ではないかというこ
とがかなり多いわけでございます。しかし、日本
の教育は決して諸外国に比べて劣っているわけ
はございません。量的にも大変拡大いたしました
ります。質的にも高いレベルにあるわけござい
ます。むしろ、諸外国が日本の教育に対して大
きな関心を持ってきておられるのも現実の問題でござ
います。

先ほど後藤田長官もお話の中に引用されてお
りましたように、すばらしい日本の成果を誇るこの
教育制度も、やはり時代の変化、社会の変化や文
化の進展によって、それに対応でき得る教育の諸
制度でなければならぬ、このように私どもは考
えております。そういう中で、今日の教育は成果は
成果として認めなければなりません、その今日の
教育の諸制度が、社会の方はいろいろな形で変
化をいたしております。高学歴化社会あるいは高
齢化社会、多様化社会、国際化社会、いろいろな
うに変化をいたしております。

それに、やはりこの諸制度全体は、戦後昭和二
十一年以後に制定された制度でございまして、そ
うした変化に対応できないところに幾つか
の問題点が出てくる。そういうところに問題児行
動が出てくる。あるいは家庭内暴力あるいは校内
暴力、自閉症児、登校拒否というような、従来
考えられなかったような問題が出てきている。そう
いう社会の変化や文化の進展、そういうことに対
応でき得る教育の諸制度に改めていかなければなら
ぬのではないかと、こういうふうな考えられているわ
けでございます。確かに今日の教育の荒廃という
面はいろいろな意味で幅広く考えていかなければ
なりませんし、そういう問題の多いことも私たち
は十二分に承知いたしておりますが、そういう中
で、新たなそうした社会の変化に対応できるように
柔軟な教育の諸制度を一度考えてみるべきでは
ないかというふうな考えているわけでございます。
○委員以外の議員(久保亘君) 教育の荒廃とい

言葉の使い方は幾つかの意味があると思います。
教育が荒廃しているという見方もございます。ま
た、教育に原因があつて青少年の世界に荒廃が起
きているという見方もございます。しかし、とに
かく教育と一番かかわりの深い子供たちの世界に
今日荒廃の現象が起きているという点において、
教育の面から改革の道を早急に求めなければいか
ぬという点において私どもは国民共通の認識だと
考えておるのでございます。

その場合に、どうすればいいのか。やっぱり私
は、政治や行政が今やらなければならぬことは
精神訓話的なものではなくて、子供たちに本當に
ゆとりのある個性を伸ばし伸ばしと生かしていけるよ
うな教育の諸条件を整えてやるといことが最も
重要なことになってくるのではないかと。その意味
で、四十人学級とか過大校の解消であるとか、あ
るいは私学の振興であるとか奨学制度の充実であ
るとか、こういったようなものについてもう少し
政治や行政は真剣に努力をすべきである、それが
教育改革のまず最初の関門ではないか。そのこと
をおろそかにしておいて二十一世紀の教育を論ず
ることはできない。私どもは、そういう立場に立
って考えているのでございます。

世論調査によれば、非常にたくさんの子供たち
が学校を楽しいと思わなくなつたという結果が出
ております。私たちは、これは偏差値教育、受験
競争で今までの学校に行つてきた子供たちの友情や
連帯、あるいは学校に行つてくることが本當に楽しい
と思うような子供たちの学校をどうしてつくつてや
るかということが政治や行政が全力を挙げる、そ
のことがまず今日求められている教育改革の第一
歩だ、こういうことを考えているのでございま
す。

○矢田部理君 御両人から少し先の話も伺つたわ
けであります。教育荒廃の原因というものが、
それぞれ多少の認識の違いや受けとめ方の違いが
あるにしましても、やっぱりこのまま放置しては
ならない。問題は、なぜそうなつたのかという原
因とか背景とかいうことが当然問われなきやなら

ぬわけでありすが、同時に、原因などを明らか
にしなから、教育改革のこれからの方向、基本的
な枠組みについては政治は議論しなきやならぬと
思つております。それをこの臨教審に預ける、全
部お預けだというのは、政治そのものは無責任
に聞こえるわけでありすが、

そこで、この教育改革の基本的なこれからの方
向をどこに置くべきなのかということになります
れば、私は少なくともまず、この臨教審の第一
にも規定がありますように、教育基本法の精神に
のつとめてやる、その実現のためにやるのだ、こ
ういうことを言つておるわけでありすが、こ
れは枠組みの中の最も柱に据えなきやならぬ、こ
れからの逸脱は許されぬというふうな考えるの
ですが、できるだけ簡単に答えたいと思つていま
す。文部大臣、そして久保さん、いかがで
すか。

○国務大臣(森喜朗君) 政府は、今回の教育改革
に際しましては、教育基本法の精神で改革を進め
たい、また臨時教育審議会の委員の皆様方にも教
育基本法の精神を大事にして御議論をしいた
きたい、こういうふうな期待をいたしてござ
います。

○委員以外の議員(久保亘君) 御質問のとおり、
教育基本法を基本に据えて教育改革を考へるとい
うことは当然のことでございます。そういう意味
で、やはり政治的な中立の確保とか、それから国
民の合意や参加を可能にする教育改革の審議をど
うやって進めるのか、こういうことを申し上げて
いるのでございまして、確かにいろいろと衆議院
でも修正もございまして国会の同意ということも
ございまして、なお私どもがそれでも私どもの
非常に心配いたします総理の強い意思を感じるの
は、この国会の同意で任命された委員の人たちが
会長を選び、選ばれる権利をオーナーとしての総
理が完全に掌握したまま放さない、このことを私
どもは教育基本法の精神に沿つて言へば臨教審が
なお問題を強く残しているところだと感じていま
す。

○矢田部理君 諮問の内容については、先ほど少
し二十一世紀を目指してとか抽象的なお話があ
りましたが、いろいろな資料によりますと、総理が従
前提唱しておつた教育改革についての七つの構想
であるとか、あるいはまた文化と教育懇談会が提
起をした提言などを参考にされてやつてもらうのだ
ということも言われるわけですが、それは文部大
臣、そのとおりでしょうか。

○国務大臣(森喜朗君) どのようなことを論議す
るかは、たびたび申し上げて恐縮ですが、審議会
自身で御判断をいただくこととなります。もちろ
ん、総理は諮問をいたさなきやなりませんので、
これも国会の論議を十分踏まえてからのことであ
りますが、基本的、包括的なこととなるのでは
ないかというふうな考えです。

今御指摘がございましたように、例えば文化懇
あるいはその他さまざまな各方面から意見
は教育に対して寄せられていくわけでございます
から、総理が提案をいたしました七つの構想も、
また同じような考え方といたしまして、それを審
議会自身が一つの参考としてお取り上げになるか
どうか、そのことももちろん審議会が御判断をい
ただく、あるいは委員の皆さんがお考えになるこ
とであろうというふうな考えですが、総理といた
しましては、そうした文化懇の意見なども一つの
意見として考えてもらいたいという希望は持つて
おられるのではないかと考えますが、あくまでも
審議会が判断をされることであろうというふう
に考えております。

○矢田部理君 いろいろ今まで教育構想なり教育
改革の位置づけ、憲法との関係なども含めてい
ろんなことを言つてきておりながら、ここまでは
ほとんど議論をしない、言うならばこの重要な課題を
全部臨教審にお預けだ、あとは自由によつてもら
うのだということは政治としては無責任なのじゃ
ありませんか。

ですから、例えば、これは久保さんからも後、
意見をいただきたいと思いますのでありますが、私が
読んだ限りで言いますと、七つの構想、それから

文化教育懇の提言、非常に共通なのは教育条件の整備というものが完全に欠落しちゃっているわけですね。むしろ、教育条件重視に対して批判ないし無視の思想で置かれていたというのが言うならば特徴的な点だというふうに思ふんです。ところが、文部省などの資料なども含めて、言うならば、例えば大規模校の解消、四十人学級、私学助成等々いろいろな施策があるわけですが、この大規模校の解消や四十人学級論は飛んでしまっている。これは文部省自身が困るのじゃありませんか。最近の文部省も含めて、あるいは国民教育研究などありますが、大規模校になるほどいわば問題現象といいますが、これがふえておるといふデータが出ておりますが、それは文部省もお認めになりますね。

○国務大臣(森喜朗君) 必ずしも教育荒廃、それは大規模校に多いという、それがすべてがそのとおりだと思いませんが、一面においては教育荒廃の理由というのは、教育条件というものを整備するということとは大事なことだというふうに私は感じております。

その前の御質問といましようか、御指摘でございますが、文化懇やあるいはまた総理の七つの構想には教育の条件を完備する、具備するということが欠落しているではないかということでございます。これはどういう考えでお考えをおまとめになったかは別といたしまして、文部省といたしましては、臨時教育審議会がどんな議論をしようとして、教育の条件はこれは整えていかなければならぬ、文部省固有の事務として私どもはこれは一生懸命努力していかなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

もちろん、臨時教育審議会の中で、こうした教育の公費のあり方、あるいは予算のあり方、あるいはまた今、先生からも御指摘がございましたような教育諸条件の整備をしていくような事柄なども議論はされるのかもしれませんが、そのこと自身は私どもが今ここでどう言うべきことではないと思ひます。ただ、どのような御議論

があるかと、文部省といたしましては、四十人学級等を含め、今さまざまな問題になっておりますような教育条件についての整備はなお一層努力していかなければならぬ、また最大限の努力をしていきたい、このようにたびたび申し上げておるところでございます。

○委員以外の議員(久保亘君) 教育改革に関する審議会の議論というのは、私は、審議会の委員の皆さんにかなり自由な御議論をいただいて、審議会自体が意見をとりまとめ政府にその実現を要請される部門があつてよろしいと思つております。しかし、一方また、今日、国民的な合意もなつております教育荒廃の要因と考えられるものの改革案というものは、これは既に出ておるものがたくさんございます。こういうものをどうやって実現させるかということについての提言も必要だと思ひますし、また教育行政の自治権の問題とか、中立性の問題とか、あるいは自主性や専門的な指導性の問題であるとか、国際的な教育の視野をどういうふうにと持つかとか、いろいろな問題があるかと思ひますけれども、これらの問題についてはそれぞれその専門的な分野からの御提言や、また必要な諮問が文部省が国民の意見を取り入れる形で諮問をされて、それを具体的に改革の提言の形としておまとめになっていくことがよろしいのではないかと考えております。

○矢田部理君 中間的なまとめであります、以上の議論の中から私なりに一つの流れを出しますと、今度の教育改革に当たって、これは委員の人の選にせよ、諮問する内容にせよ、それから委員会の審議内容、答申等々を一貫して貫くべきものは教育基本法だ、この教育基本法をより内容を充実させた形で新しい教育改革を目指すということがあらゆる意味で大事なんだというふうに私は踏まえていけるわけですが、その認識は大臣も共通というふうに乗つてよろしくございしますか。

○国務大臣(森喜朗君) そのとおりでございます。○矢田部理君 そこで、余り先々のことまで言う

のも何であります、人選もそうだし、審議の内容もそうだしするが、答申などが教育基本法に沿わない答申が出るというふうなことがあつてはならないと思ふんです。つまり、教育基本法にのつてできた審議会というものがそれを越えた答申があつてはならないというふうには思ふのです。それはそのとおりでいいでしょうか。また、そういう答申についてはやっぱり尊重してはいかぬというふうな私は思ふのであります、余り仮定の議論をするのもいかがかと思ひますが、その辺はどう考えますか。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほども申し上げましたように、政府はこのたびの教育改革はあくまでも教育基本法の精神を大事にして教育改革をした、こういうことでございしますから、どのような答申が出るかはあくまでも仮定でございますが、もちろん教育基本法の精神で教育改革をやるといふことと違つた答申が出るということは考えられないというふうな私どもは考えております。

○委員(高平公友君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員(高平公友君) 速記を起こしてください。

○矢田部理君 深谷議員と議論をしておつて、少しく内閣としての統一見解なり正式見解を伺いたいということでは法制局長官に来ていただいたわけでありまして、その問題点は既にお聞きになつていようかと思ふんですが、かいつまんで申し上げますと、臨教審の委員が衆議院の修正で国会同意人事になりました。国会同意人事になりますと特別職の公務員になる。特別職の公務員は、一般職に対する適用を旨とする国家公務員法の適用はない。そこで、そのまま放置すればそれでいいわけでありまして、そういう委員会も数多くあるわけでありまして、なぜか今度の審議会、教育臨調にはその人たちに守秘義務があるという特別規定を挿入している。

そこで、私が伺つてきましたのは、国家公務員法百条で言う秘密、職務上知り得た秘密と臨教審

で新しくつけ加えられた秘密というのは同じ意味であるのかどうかということについて質問をしたわけなんです。一般的に我々が理解をしておりますのは、国家公務員法の秘密は罰則で担保される、刑罰で。したがって、実質秘密だ。実質秘密のほかに、形式秘密といふとか、各官公庁がこれはマル秘だと判を押すと、客観的に秘密かどうかは別として、それは指定秘密とか形式秘密ということになり得るわけなんです。そういう形式秘密については、言うならば刑罰ではなくて行政上の処分といふものか、懲戒処分とか等々で担保されているというものが一般的な秘密の分け方だというふうに我々は理解をしているわけなんです。

そこで、この臨教審法案について言いますれば、罰則の規定がないわけでありまして、公務員法に言うところの罰則の規定で担保される秘密と臨教審法案に言う秘密とは少しく違ふのではないかと、むしろ指定秘密とか形式秘密を含むのではないかと疑いを持たざるを得ないわけでありまして、その辺いかがかという質問であります。

○政府委員(茂申俊君) ただいまの御質問につきましては、もとよりその問題は今回のいわゆる臨教審設置法案の議員修正にかかわる部分でございます。この修正案につきましましては議院の法制局の方で十分に御検討になられ、またこのような規定を置くことは是非につきましては提案者の方々の的確な御判断が下つた上でのこのような修正案であらうかと思ひます。

したがしまして、内閣の一員としての立場で御意見を申し上げるのはいかがかと思ふのでございしますが、ただいま御質問がございましたので、あえてお答えを申し上げたいと思ひますが、確かに矢田部委員の御説のとおり、国家公務員法はこれは一般職に対する適用でございまして、特別職には適用はございしません。その国家公務員法の百条の一項に秘密を守る義務がございまして、ここで言う秘密とは何かということとは前々からいろいろ議論があつたところでございしますが、昭和五十二年以降幾つかの最高裁の決定がございまして、そ

れによりますと、いわゆる非公知性とそれから秘匿の必要性の二要素を具備している事実、すなわち実質秘であることの判断が下つておるわけでありまして、国家公務員法の百条一項の秘密はそういうものであるということがいはば確定しておるわけでございます。

そこで、ただいま御質問のこのいわゆる臨教審法案の修正部分にございます五条六項の規定には、「委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」という規定があるわけですが、そこで言う秘密は罰則がないという点から見て国家公務員法の百条一項の秘密とは内容的に、実体的に違ふのではないかと御質問かと思うのでございまして、これは確かにいろいろの考え方はあると思いますが、これは確かにこの規定のしるりと、あるいはまたこの規定に違反した場合にはその同じ条文の第五項で罷免の事由に当たるわけにございまして、そういう点も加味して考えました場合に、罰則のあるなしによつてその秘密の範囲が異なるというところは必ずしも言えないのではないかと、むしろ同じと解釈した方が合理的ではないかというふうに私も考えておる次第でございまして。

○矢田部理君 一応、法制局長官の見解はそれで伺つたことにしまして、あと深谷さんと両方おられたところで少し議論をかみ合わせる必要がありまして、この質問はこの程度で留保させていただきますので、この質問はこう程度で留保させていただきますというふうに考えております、それを前提とする幾つかの問題の展開なり考え方を示さなきゃなりませんから。

私は、あと大蔵大臣、外務大臣の關係を含めて相当まだ問題が残つておりますので、きょうのところは、とりあえず、この程度で。

○林寛子君 それでは、今回のこの教育改革の基本的なことについて、私どもは、特に私は専門家ではございません。ただ、現場といえますか、子供を持つてゐる人間の一人として、国民の一人としても私は文部大臣に、私ども世代としては、文部大臣の方が私より少しまだお若いかもしれませ

んけれども、戦後の改革の中で波にもまれてきた一人でございます。第二次教育改革と言われる戦後の教育改革の中で、私どもはもし学校の試験に落ちたら今度は新制になつて入る学校がないという世代でございまして、私は最後の入学生でございまして。そういう改革の波にもまれた一人として教育改革というものがいかに大事なのか、また子供たちに与える影響というものがどれほど大きなものであるかというのを私たちの世代はすべて体験してきております。

そういう意味において、私どもはこの戦後の教育改革の中において今日の日本が経済大国として先進国の仲間入りをしたということは、この戦後の教育の改革の中の一つであるかもしれない、その成果かもしれない、あるいは今日の自由主義社会を保つていくことは戦後の教育の一つの大きな利点であろう。そういうふうな中で、私どもは今日までの戦後の教育制度というものを大変多とする一人ではございますけれども、あるいは今日のこのような現状、今の社会を見渡したときに、果たしてこのままでいいのか。教育改革をしなければならぬという声というものはたくさんあるというのが現状であり、また文部大臣あるいは中曾根総理が教育改革をしようというこの決意に至られたことは、私はそういう現状の社会情勢を見たときにどうしても必要である。その声を私は取り上げられ、肌を感じて今度の教育改革というものをしようという決断に至つたのだらうと思ひます。

けれども、私どもはそういう中で現状を見ますときに、果たして私のような年代が今親として立つているときに、戦後の教育改革の中で育つた人間として果たしてこれでいいのかという疑問を持つてゐる一人なんです。それは少なくとも、私どもが先進国の仲間入りをしたけれども、今の社会情勢の中で果たして国民は、私たちの世代も含めて、反省も含めて、利己主義になつてゐるのではないか、あるいは学校の利用観が果たしてこれでいいのかどうか。子供を育てる本筋から離れて何

とかよい学校あるいはよい就職をという観点だけで私どもは子供を育ててゐるのではないかと。また、雇用側も、近代社会の学校が付加的に持つてゐます人間の選別とか、あるいは選抜の機能に依存し過ぎた雇用のあるいは採用の方法をとつてゐるのではないかなど、これらの社会的な現状が果たして戦後教育のひずみの一つであるのかという、これも私も疑問に思つてゐます。いい点もありまして、これも私も疑問に思つてゐます。いい点ながらも、それらの疑問や責任を感じながら私も迷える母親の一人として教育改革の實行時に子供に与える影響というものを心配する一人でございます。

そういう意味で、これからのこの改革あるいは教育審の持つていき方、そして今まで先生方あるいは本会議場においてもいろいろな問答がございましたので、それに重ならない意味におきまして、あるいは三年後という回答が出たときにそれをどのように持つていくのかという基本的なことを、一言、大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(森喜朗君) 林先生から御自分の体験に基づく教育観を伺うことができてまして、大変ありがたいことだと思つております。

このたび政府がお願いをいたしております臨時教育審議会、そしてその審議会がこれから行うべきであろう教育改革は、先ほどからたびたび申し上げておりますが、二十一世紀の我が国を担う青少年が今後における社会の変化等に主体的に対応する能力を持つことができるように、その学習機会を充実させていくということが私は基本的な姿勢であるというふうに考えております。

正直申し上げて、明治政府が開国いたしました新しい日本の教育の制度をつくることができましたのが明治四年でございます。学制公布は明治五年であります。戦前の教育は、そういう意味ではまさに身分、家柄制というものを打破して、まさに人を生かす、人の和、人材育成という、そういうことに大きな成果を得たと思ふんです。

今、先生から御指摘ありました、敗戦による戦後のあえて第二教育改革と言つていいのかどう

かわかりませんが、そういう呼称をいたす方々もあるわけでありまして、それはまさに日本の敗戦の中の大きな反省を踏まえて、大きな犠牲を払いましたけれども、その中には民主主義あるいは自由、平等、平和、そうした近代国家としての条件をそのことによつてつかみ取ることができ、さらに義務教育の年限も三年延長することができ、なお一層人材の登用、育成をこの教育によつて図ることができまして、今日のように安定した中間層、高度に平準化した活力ある社会をつくり上げた。明治からの日本のこの百十有余年になる教育の成果はまさに短期間の間に国際社会の中に大きな役割を示すようになった。そういう意味では、私は極めて世界に誇り得る教育の成果であつたというふうに考えます。

しかし、輝かしい成功を持った制度といたしましても、やはり世の中の変化、人間の価値観の多様性、文化の変化、進展、それに対応でき得る教育諸制度でなきゃならない。そういう意味で、今、先生がいろいろと例としてお取り上げになりましたようなことなども含めながら、これからの子供たちにとつて国際社会の中に果たし得る役割、そういうことなども一つの理由として考えてまいりますと、日本の国の教育をどのようにしていくべきかということをお議論いただきたい、これが今回の教育改革への基本的な姿勢でございまして。

私は個人的に、先ほどもちよつと申し上げましたように、第一に一番願ひたいことは、人間形成の基礎を確実に身につけてもらいたいということでございます。第二には一人一人の個性の伸長を目指すということ、そして第三番目には生涯にわたる学習の機会を充実させていく、私は個人的に今教育改革のねらう基本的な視点として、こんなことを衆議院の委員会でも御答弁を申し上げてきたわけでございます。

○林寛子君 ドイツのことわざに、十歳の子に父親は神様みたいだ、二十歳になると父親はばかだと思ふ、三十歳で父親は無関心になる、四十歳では父親も苦勞したのだと思ふ、五十歳になりま

すと父は偉かったなと思う、そういうことわざがございませう。家庭内暴力という活字が我々の目に触れるたびに人ごとではないと胸を締めつけられる御両親が多分多いことだろうと思ふんです。学校はもとと学習の場でありませうけれども、最も大切な部分は家庭教育にあると言われているのはこれは常識的なことで、私もそれは否定しませう。けれども、現在の私どもの日常を見ますときに、巧まずして母親の愛情というものは子供に伝わるものでございませう。けれども、えてして日本の父親は特に、不器用という失礼かもしれませんが、なかなか父親の愛というものは子供に伝わりにくいのでございませう。ですから、そういう意味で私は特に父親に物申したいという変でございませうけれども、今のこのわざに申しましたように、父親が神様に見えるという小さいときは子供の教育は女房に任せ、成長して父親をばかにするというのは二十代になつてやつと父親が出てきたというのは私は遅過ぎるとはつきり申し上げたいと思ひます。

私は、子供に調査をしましたある結果を見たことがあります。子供に父親がうちに帰つてきて言う言葉を挙げなさいといったときにその一番多く占めたものが、自分の父親がうちへ帰つてきて言う言葉は、飯、ふろ、寝る、その三言だというんです。いかに私は、現代の我々の家庭の中において子供が一番正直な目で自分の父親を、うちへ帰つて言う言葉が飯、ふろ、寝るの三言では余りにも家庭というそういう雰囲気はまるでないという、私はそういう意味で何としても今の親子断絶、家庭内暴力、校内暴力の原因は家庭の中にもあると言われているというふうに言われませうけれども、これは単なる世論であつて、現実には私も子供を持つてある家庭の一つ一つの中では私はもつと大きな問題が根幹にあるのではないかと思つております。また、断絶だ断絶だ、親子断絶だというその批判に対して、ある事件を起こした中学生

が言うんです。親子断絶と言われるけれども、自分には断絶と言われるほど父親とは初めからつながつていなかった、そういう開き直りをした中学生を私は知つております。そういう意味で私は、こういうことを聞きますと、ああ、そうだったかなとあるいはこの中にもお思いの方がいらつしやるかもしれないし、いや、それは特別なんだと思ひになる方もまたいらつしやるかもしれませう。けれども、あえて私はなぜここにこれを申し上げましたかといひますと、それほど父親というものの占める位置が大きいということございませう。

その意味において、私は今度の審議会の中のメンバーの中に、先ほどからお話を伺つていますと、日本の審議会というものはほとんど男性中心でございませう。しかも、私はそういう現状というものを把握した人選をしていただきた。私は、今度の人選の中には、生徒というのは無理かもしれませうけれども、できれば生徒も、そして父親も、しかも女というよりは母親、現実的な人を選んではいただきた。特に、その比率を、今までのような政府の審議会すべてのメンバーのパーセンテージが男性主導型というよりも母親の立場を理解している人を選んではいただきた。それからもう一つ、人選に当たつては、三年後に答申が出たときにそれを実行し得る段階、国会に諮つてまた法律案にしてそれを国会に諮られるんでしようけれども、出した答申というものが三年後であれば、それが国会にかかつて法律として出てくる。文部省がそれを実施する場合に、あるいは森文部大臣はそれと総理になつていらつしやればいいですけれども、つくつた人が既に年老いてつくりつたばなしでということ、それを実施するときはにつくつた人と実行する人が違つたというようなことにせひしないでいただきた。その意味においても、お年寄りには知恵として結構だけれども、実際にそれをつくる人たちは、私は現場と、それをつくつて実行し得るときに責任の持てる人を選んでいただきたということを希望と

して申し上げたいんですけれども、大臣のお考えを伺ひたい。
○国務大臣(森喜朗君) 具体的な委員の人選につきましては国会の論議を十分に踏まえまして慎重に検討したい、こう考えております。しかし、教育改革は、先ほど矢田部さんのときにも申し上げましたが、国民全体にかかわり合いの極めて深いものでございませう。我が国の将来のまきまき命運を左右する、そういう重要な課題でございませうので、広く国民各界各層の意見が反映されるように配慮をいたしたい、こう考えております。

ただ、今具体的な御意見も交えてお尋ねでございませうが、私は先般、衆議院の最終段階におきます質疑の中で、人選について私は次のようなことを考えてみたいというふうに申し上げました。それは、やはり総合的な意見の検討をしなければならぬというものでございませうので、若い世代の登用に十分意を用いて世代間のバランスをとりたい、このように答弁をさせていただいておりました。そしてまた、同時に、女性の委員の登用につきましても、女性の意見を反映させるということには極めて大切なことだと考えておりました。このような観点から審議会の委員に女性を登用することには十分意を用いていかなければならぬ、こういうふうに最終的な段階で御答弁を申し上げておりました。今、先生から幾つか御指摘をいただきました点も十分に踏まえまして、バランスのとれた、しかも柔軟な、そして本当に国民各界各層から意見を吸収でき得るようなそういう人選を進めたい、このように考えております。

○林寛子君 今の大臣のお考えをそのとおり実行していただきたいとあえて希望だけ申し上げておきます。

それともう一つ、先ほどの審議、今までの衆議院の委員会あるいはこの参議院の内閣委員会の審議を聞いておりましたも、公開できないというのを原則にしたいと、審議内容を。けれども、私はやっぱり教育というものは専門家がなさるだけでなく、私が冒頭に申しましたように、家庭と

現場とが一体となるのが理想的な教育制度であらうと思つておりますので、特に私たちがこのような親という立場だけで子供を育てる、しかも私のように、自分の受けた教育制度と今日の改革後の制度とは違ひますから、自分自身で子供の宿題を見てやれない、また見られない能力しか持っていない母親も世にたくさんいるわけですから、その場合に、今度の基本的な教育改革というのであれば、少なくとも一般の母親が教師という立場でなくともその制度を理解できるように、あるいは自分たちなりにマスコミを通じて報道されるものに対応できるようにそういう準備をしていきたい、その願う一人でございます。私は子供の教育というものを卒業した年代になつていきますが、特にこれからの若いお母さんたちは、この教育改革の答申がどういふふうに出て、どう実行されていくのであらうと、多分注目してござらんになるであらうと思ふ。その母親として、私は全部公開しろとは思へません。先ほどから伺つたら、審議の自由な意見交換のためにという部分もよくわかります。けれども、ある時点において何らかの、こういうふうの流れがあるんだよ、こういうふうにくくもされないよというふうな流れの公開だけはぜひ一般の母親のためにもしていただきた。

子供たちが言いました。小学校で一遍も英語の授業を受けていない子供は、中学になりますといきなり英語があるわけです。準備期間がないんです。私立へ入つて英語があつたというような学校の生徒は入る前から予備として英語を習つてきているんですけれども、小学校で一度も英語というものに接しないで、中学に入つていきなり英語の時間というものがあつて、準備をしてきた人はもう既にABCを知つています。けれども、小学校で英語というものを全然知らないで入つた子供は何もわからない。同じ中学に入つていても子供同士でそれだけの差があつて、今までABCを見たことのない子供は既に迷つてしまつてしまふ。ですから、私は教育改革にしても、今子供の例を挙げましたけれども、母親にしてもやつぱり少

なくとも教育に関する限りは教師と一体になって、将来の日本を担う子供の教育を正しくしようということであれば私は母親にも心の準備が要る、また協力を得るためにはその期間が要るということをお配慮いただいて、何らかの形で、私は全部とは申しませんが、いつかの時点で何らかの示唆を与えていただけるような発表をしていただきたいという希望を持っておりますので、これも大臣のお考え、法案が通ってからだとおっしゃるかもしれませんが、できれば希望的観測でも聞かしていただきたいと思います。

○国務大臣(森喜朗君) 審議会の性格、あるいは審議会がどのような形で国民に理解と協力を求める方向を選ぶか、これは審議会御自身で考えをいただくことでございます。先ほど矢田部さんとの御議論の中にも出てまいりましたが、私も臨時教育審議会の身をすべて密室性で閉鎖的に置こうと言っておるのではないんです。議論をしていただく委員の立場の方々は、我々政治家と違つて、命をかけてそのことを主張していくのだという、そういうお立場ではない。それぞれ本来のお仕事も持つておられる。そのことによって自分の仕事に障害があつてはならぬ。そんなことも考えますと、自由な議論をしていただきたいという、委員のお立場に立つて公開制をとらないという判断をとつたわけです。

しかし、議論をしていただく中身や過程、それはいろいろな形で国民の皆さんには常にこれを明らかにしていくという方途はぜひ工夫をして考えてもらいたいと思つております。具体的なやり方というのはいろいろあるだろうと思ひますけれども、その都度会長から記者会見をなさるという方法もあるでありましょうし、過程を連絡を申し上げて国民の皆さんにフィードバックさせて、そこで議論をされたバックさせていただくということも当然あるでしょうし、アンケートをとつていただくこともあるでしょう。地方で公聴会をやることもあつてしょう。あるいは意見や作文といふまいしょうか、論文などを求めるというやり方もあるでしょう。

あるでしょう。いろいろな形をいたしまして、議論をいたしましたことはできるだけ国民に理解と協力を得るという、これは基本的なスタンスだと思います。

ただ、私も先ほどからあえて公開制ということに賛成できなかつたのは、たびたび申し上げて恐縮ですが、委員の皆さんが本当に思い切つて自由な議論をしていただきたいというのが私たちの基本的な考えであるということとをぜひ御理解をいただいて、先生から御注意いただきました点は十分、単にそれはお母さんの立場というか女性のお立場ということだけではなくて、広く国民全体にこの審議の概要が十二分に熟知できるように方途はぜひ審議会でお考えをいただきたい、こう考えております。

○林寛子君 今、大臣の御答弁で、私はぜひそれを実行していただきたい、またメンバーに選ばれた皆さん方にもこの国会論議の中でそういうことが出たのだということを大臣の方から必ず伝達をしていただいて、そういう手法をとっていただきたいことを重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

それから、今その審議内容についてという大臣のお言葉があつたんですけれども、実はもう既に御存じであろうと思ひます。六月六日に新聞が世論調査をした結果というのが出ておりました。私もそれを見まして、なるほどなと思つたこともございました。意外だなと思つたこともございました。その中で、私もこんなにも多かつたのかと思つてびっくりいたしました。「あなたは、いまの小中学校の教育に満足していますか。それとも不満ですか。」という問いに対して、満足していますというのが二四％で、現在の小中学校の教育に不満を持っていますというのが五五％でございまして。現在の小中学校の教育に不満を持っている五五％というこの数字に、私は実は驚いたわけでございます。その不満を持っています中で引き続き不満の理由というものの一番大きいものから見ましたときに、不満を持っています理由の一

番トップに來ているのが「道徳教育が不十分」だというのが実に二三％なんです。これにも私は驚いたり喜んだり、私の気持ちと同じ人がやっぱり数字に出てきているなと思つて喜んだ一人でございまして。

引き続き、その中で教師に対する信頼が大変低下しているということも出ております。お手元にあるのなら、「問1」というところを見ていただきたいと思ひます。教師に対する信頼がありますか、信頼しているというものが四七％、信頼してないというものが三二％もあるんです。これは、世論調査というものは調べ方によるのだとか、いろいろな批判はありますけれども、私は一つのやっぱり声としてこういう数字が出たということも重く見ていいのだらうと思ひます。

また、今の学校教育で問題と思うこととして、非行あるいは校内暴力がトップの三五％でございまして。偏差値による進路指導、そして入試制度、先生の質等々が順次出されております。

そして、教育制度を改革すれば教育がよい方向に向かいますかという質問に対して、これは二二％がよい方向に向かうと言つた。教育改革してもよくならないで今と変わりませんという人が実に五六％あるんです。私は、この教育制度を改革しても今と変わらないと言つた五六％のこの年代層が問題になりますけれども、変わらないと言つた人は、政府のこれからしようとしている審議会及び審議会の答申に対して大変クールな目で見ていられる人が多いのだという一つのあらわれであらうと思ふんです。

今、森文部大臣は、この変わらないという人が五六％いるのに対して、改革してよい方向に向かうと思ふ人が二二％しかないのを、この数字を逆転さすぐらゐない意気込みで改革に取り組んでいらっしゃると思ひます。けれども、現実に出てきた、教育制度を改革しても今と変わらないと思ふというこの数字に対して一言御感想を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 林さんも今御指摘をされ

ましたけれども、問いかの仕方、またそういう答えをする年齢層、いろいろあるのだらうと思ひますから一概にこの数字だけで物を言うことはできませんが、従来いろいろな意味で例えば受験制度、これをもう少し改革をしなきゃならぬということと共通一次試験というものを取り入れました。よかれと思つてこのことを進めてまいりましたけれども、事とはやはり違つた方向に参りました。こうした改革、あるいはまた子供たちにもう少しゆとりを持つて、教科書をもう少し薄く、かばんを軽く、当時、永井文部大臣のころでございましたが、いわゆる新学習指導要領を精査いたしましたので、海部文部大臣のときにその教育を展開をしたわけでありまして。これは世の中の親の意見として、できるだけ子供たちにもう少し学校で詰め込み教育というものを排除してほしい、こういう願いを受けて私たちはこの方向を求めたわけでございます。

しかし、最近、国会には、もつと英語や数学や理科を教えてくれ、もつと授業日数をふやしてくれという請願書がたくさん出ております。先生方も随分御紹介の署名をされておられると思ふんです。少しでも子供たちにゆとりのある、そういう学習機会にしてあげたいと考えても、世の親たちはもつと英語の時間や数学の時間をふやせ、こう言ふんです。なぜなんだろうか。それはやはりゆとりある教育をやつておつたら今の受験競争に打ちかつことができないからだという事です。教育改革というのは、一部分だけを改善しても、そのときには効果があつても、長期的に見ると改善したことそのものがまた逆の方向ではガンになつていく、弊害になつていくという面も、私はこれは否定できない面だらうと思ふんです。恐らく、そういうことまで深みを見てこのアンケートに答えられたものではないだらうと思ひますが、部分部分の教育改革に対して国民はある程度あきらめ的なものを持つておるのではないだらうか。そういう意味で、今度政府全体の目で、単なる一部分を改革するのではなくて、そして先ほど矢

田部さんのときにもお話が出ましたし、先生の今の御質問の中にも出ておりますが、学校は楽しいものであつてほしい、人間としての評価は多様な形でしていかなきやならない、そんなことを今の学校教育制度全般に織り込んでいく、そういうことを考えていくにはやはり教育全般を見直していくかなきやならぬ、そのような考え方でこの臨時教育審議会が改めて教育改革に臨もうとしておるとでございまして、何とかこの五六％が前後入れかわりまして、よくなるという期待を持ってくれる人が八〇％、いや九〇％ぐらいになれるように臨時教育審議会の皆さんに切にお願いをしたい、このように考えております。

○林寛子君　ぜひそうしていただきたいと思いま
すし、そうでなければこれだけの審議が意味がな
いものに終わってしまうと思いますので、期待を
しているところでございます。

その中で、先ほど申しましたように、道徳教育というものが無いことが不満のトップに來ているということ、二三％でトップでございます。私、浅学なものでございますから、間違いがあつてはいけないと思つて、もう一度、広辞苑を読んでみました。「道徳」というところを引いてみましたから、道徳とは「或る社会で、その成員の社会に対する、或いは成員相互間の行為を規制するもの」として、一般に承認されている規範」とありました。言葉が難しいので小さな字引を引いてみましたら、ほかのものには、「自分の良心によつて、善を行ない惡を行なわないこと。」と書いてあるものもございました。私は、この広辞苑に書いてある道徳とは「その成員の社会に対する、或いは成員相互間の行為を規制するものとして、一般に承認されている」というこの言葉の重み、しかも私は教育の中で道徳教育がされていらない不満というものがいかに今日の社会の趨勢になつてゐるか。大人はみんな学校で道徳教育がおくれていると認識している。

しかも、四十六年六月十一日に中教審が答申として出されました教育改革のための基本的施策、

この冒頭の第一章にもちゃんと書いてある。「教育は人格の完成をめざすものであり、人格こそ、人間のさまざまな資質・能力を統一する本質的な価値であることは、変わることにない原則である。」と書いてある。しかも、第一章、大臣もよく御存じであろうと思います。「人間形成の多面性と統一性」というところに、この答申はちゃんと「社会生活を営む人間として、さまざまな人間関係を結び、社会的活動に参画し、その中で、自分と他人をともに生かすことができるような社会的な連帯意識と責任ある態度・行動能力を体得すること。」と書いてある。けれども、果たして今の教育の中でこの人間形成の基本となる「社会的活動に参画し、その中で、自分と他人をともに生かすことができるような社会的な連帯意識と責任ある態度」というものが徹底できているかどうか、私はそれが大問題であろうと思います。

なぜならば、先ほど申しましたように、友だちが言うんです。自分は子供の宿題を見てあげられない、教育制度が変わってしまつてわからない、大学も出ていない、だから子供が宿題でわからないと言つたのは、学校の先生に聞きなさい、学校へ行つて聞いていらつしやい、学校の先生に教われないなさい。その子供が運よく親切な先生に放課後教室で宿題を見ていただいた。喜んでいると、廊下を通つたある先生が時間外勤務をなぜするのだ、廊下と言つて、私の友だちの子供はせつかく教えてもらつてゐる先生に途中で帰られてしまわれた。私はそのときに、どうして学校の中で、母親が先生に聞きなさいと言つても子供を教える先生がいないのかな、しかもせつかく教えようとした先生がなぜ他の先生に注意をされてそこから出ていくのかなと。

私は、ここに「八四年度運動方針案決まる」という日教組の新聞、教育新聞を見ています。手元元にございます。この運動方針案の中に、こういうのがございます。

勤務時間短縮をすすめるため、実質超勤をなくす運動をいっそうつよめます。このため、職

場において勤務時間に関する要求について検討協議し、県・支部の組織的な指導のもとに職場交渉を展開し、職場協定を締結します。そのため、本年は、とくに「給特法」にもとづく各県協定の実施状況を詳細に点検し、協定の形骸化を許さないたかいを重視して進めます。

また勤務時間の延長と関連する学校行事、出張、官製研修、研究指定校などの内容についても職員会議で十分意思統一をはかり、過重にならないよう精選し、一方的な職務命令による本務外の雑務排除をふくめた仕事量の軽減をはかります。

これが私が申しました、私の友人の子供の時間外にわからない部分を先生に教えていただいている、それが時間外勤務に当たるのか、あるいはここに言っている「勤務時間の短縮をすすめる」

この日教組の綱領によるのか、私はわかりません。けれども、私が聞いた中では、日教組の運動に反するのだから時間外勤務はやめなさい、時間外の生徒指導はこれに反するのだといって、私たち母親にとつてはありがたい子供の面倒を放課後も見てくださる先生が、日教組の先生方のこの時間外勤務あるいは時間外指導というものは一切排除しようというこの日教組の運動によつて私たちの子供は迷える子羊になっている。親も教える能力がない。この人たちが、今言われるように、世の中で七五三という言葉が使われております。私ども母親は、七五三というのは子供の成長を願つて七歳と三歳の女の子、五歳の男の子を神社に連れていってその成長を願うのが一般通例の七五三という言葉でございます。それが今の現状においては七五三というのは小学校では七割の子供がついていて、中学校では五割の子供が授業についでいけ、高校に至つては三割しかついていけないというのが世に言われている七五三でございます。

私どもは、母親というものは全部が全部学歴を持つてゐる人間ばかりそろつておりません。教育

というものは、先生を信頼し、わからない宿題は、わからないところは先生に聞いていらつしやいと言うのが大半の母親でございます。しかも、高年齢になればついていけません。正直言つて、私のような頭では小学校四年生ぐらいしかせいぜい宿題なんて見てやれないものです。けれども、私今言つたように、七五三というような教育界での隠語といひますか、隠語とまで言うと思ひいれけれども、七五三と言われるような子供の学校のついでいき方、授業の理解度、そういうものを排除するためには、あえて私どものような一般的な母親が、教師の能力に頼り、教師を信頼し、そして教師を尊敬して、子供のわからない部分を補習授業してください、時間があれば個人的に教えてやってくださいと言ふのがなぜできないのでしょうか。

私もどが尊敬する、信頼する先生が、この日教組の運動方針のように堂々と教育新聞の中で時間外勤務は短縮しろ、そういうことはしないでいいのだというような運動方針を新聞で出すような先生方に教えてもらっているのであれば、申しわけないけれども、私は教える現場の先生に子供を教育する心というものがなくなつたのでは、私はどうんなりつばな答申ができ、教育改革をどんなりつばにしようという法律をつくつて文部大臣がどんなに頑張つていただいても、現場の先生方が運動方針を堂々と発表するようでは、これでは子供たち私が私は改革の波に押されて迷うだけだと思ふんです。

ですから、私は、日教組をつくっていることが、文部大臣が悪いと言っているのではないんです。こういう母親が教師を尊敬し、信頼している先生の立場というものを、もう一度私は文部省の通達によつて各県の教育委員会から先生の指導というものを見直すことも審議会の審議の内容の中で検討していただきたいという注文をあえてつけさせていたのだと思います。審議内容の御注文の中に入れて

○国務大臣（森喜朗君） 審議内容をどのような項

目に絞るかというのは、これは審議会でお決めをいただくこととしまして、全般的には、たびたび申し上げているように、教育改革についての基本的なあるいは包括的なものになるかと思いますが、やはり学校教育を考へてまいりますときに、先ほどからお話も出ておりましたように、教育の諸条件を整えるということも大事なことでございまして、その諸条件の一つには、重要なものとしては教員の資質の向上というのはとても大事なことでございまして、私は考へております。

そういうことを御議論いただくいただかないかということとは別に、恐らく教育諸制度全体をお考へいただくということになれば、教員の資質問題あるいは教員のそうした、今、先生からいろいろと御指摘もございましたけれども、いわゆる使命感に燃えて、そして人間が人間を教えるのだという、その一番恐れを持つということが教育者にとつて最も大事なことでございまして、また逆に言えば、教えられる立場から見れば教える者に対する尊敬というものが、そうしたことも一つ大事な人間的なこれは規範であらうというふうにも考へるわけでございます。そうしたようなことなども十分御議論をいただく対象にもなっていくのではないかと、この期待は持つわけですが、たびたび申し上げているように、国会の論議を踏まえて審議機関が御検討するというところで御理解をいただくのではないかと、私は考へております。

○林寛子君 国会の審議を踏まえておつしやるのであれば、国会の審議の中にこういう意見もあったというのを申し添えていただければ私は幸いです。また、あえてもう一度重ねてそれをぜひ審議内容に盛り込んでいただきたいということをお願い申し上げます。

それからもう一つ、昨今、全国の何カ所かで、地方の県議会が決議されたものがございまして。それは、先ほどから申しましたように、道徳教育の中で、四十六年のこの中教審の答申の中にありますように、道徳というものを守る基本としては、私は少なくともその人間がその国の人間であるとい

いうことに単純明快なことすら主張できないような現状になっているのではないかと。少なくとも私は、子供たちが自分日本人だという自覚を持てるような、しかも先進国の仲間入りができて、今や世界の経済の一〇％を動かしているこの大きな国に生まれたことを自信を持って、胸を張って国際人として成長していく上に日本人という自覚を持つてもらわなければ、これが私は道徳を議論する基本だろつと思ひます。

その日本の国の国民である自覚を象徴するものは、言葉の通じない子供たちでもあるいは単純明快、公海上において船がどの国の船かわからないような場合、あるいは空においてどの国の物体が飛んでいるかわからないような国籍不明の人物であり物体であつてはならないんです。そのために少なくとも日本の国旗というものがあつたのだと私は認識しております。地方議会で国歌斉唱しようという決議をなされた県がございまして。現段階では、群馬、千葉、神奈川、滋賀、大阪。そして、滋賀県は国歌だけではなく国旗も上げるようにしようという決議が地方議会で決議されました。

そしてまた、これは正確であるかどうか、ちょっと私自身も自信はございませんけれども、なかなかこれは調べられないものですから数字が正確に出てこないんですけれども、全国の公立の小中学校が約三千五百校ございまして。そのうちの約三千校をサンプルとして調査した結果が出ています。ですから、古くは五十年前の結果でございますけれども、五十四年の卒業式に小学校で君が代斉唱した学校が二二％、中学校では二六％、五十五年の入学式に小学校で君が代斉唱したのが五〇％、中学校では三〇％という数字が私の手元にはございます。

私は、少なくとも日本国民である以上、ある一部の人はたしかに日の丸を上げると軍国主義、軍事大国になるのだという声も耳にしております。日の丸を上げるだけで軍事大国になるのだつたら、アメリカやソ連はもつと喜ぶだらうと思ひま

す、お金からいいますから。国旗を上げるだけで軍事大国になるのだつたらこんな安いことではないといつて、アメリカもソ連ももつと国旗を上げただらうと思ひますけれども、日の丸の国旗を掲げているだけで軍事大国になるというのが、どこからどう飛躍するのか、私の単純な頭では理解できないんです。そんなことはあり得ないんです。日本の船が、なぜ日の丸の旗を上げているか。あれは日本の船だとかわかるから日の丸の旗を上げるんです。日の丸の旗を上げなければ海賊船でございまして。飛行機もそうでございまして。日本の飛行機は日の丸の旗のマークをつけているから、あるいはその会社のマークをつけているから、シンボルが見えるから撃ち落とされないのである、というような。

私は、スポーツ愛好家でございまして、オリンピックにしろ、どんなスポーツの国際試合にしろ、深夜でも今のように衛星中継で生で送られてきますと、夜寝る時間を忘れて見ております。けれども、オリンピックでも日の丸の旗が上がるたびにあの選手の喜ぶ顔を見て、日の丸の旗を上げるためにあれだけの死闘の訓練と、そして競技に打ちかかって日の丸の旗を上げてくれるわけでございます。それがなぜ日の丸の旗がいけないんです。日の丸の旗と違つてこれにしないというのなら、日の丸の旗とか真つ赤な旗とか、代案の旗を提示されたことは聞いたことございません。ただ、いけない、あれを上げると軍国主義になると言うだけでございまして。

私は、そういう意味で、少なくとも日の丸の旗を上げることに何のちゅうちょもなく、しかも学校で率先するとともに、我々年代の家庭の中でも、国が決めた祭日には日の丸の旗を上げることが、先ほどの小中学校の教育の不満の中で一番道徳教育が劣つていゝというパーセンテージが出たことと私は大いに関係があると思つております。また、道徳教育が不十分だと言つて現在の教育制度を批判した人々の中には、まず原点の日の丸

の旗を掲揚することと国歌斉唱することというのが私は出てきていると思ひますので、文部大臣に一言その感想を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(森喜朗君) 次代を担う子供たちに、自分の国の国旗や国歌を大切にすることを、そのことは基本的な、やはり国民としての大事な私はこれは規範だらうと考へます。そういう中で、自国の国旗や国歌を大切にすることによって他の国の国旗や国歌を大切にすることを養う、そういう意味で極めて大事なことでございまして。

これからはいよいよ国際化社会でございまして、日本の子供たちと世界の子供たちがいろいろな場面と一緒にいるということはよくございまして。この間、青年会議所の、海外に青少年と一緒に船に乗せて、何かそういうボランティア活動をしたという、その文章が載つておりましたが、やはり一番恥づかしかったのは、朝食の時間にそれぞれ自分の国旗や国歌が掲揚され演奏されると、よその国の人たちは自分の国の旗であらうとよその国の旗であらうと、国歌が演奏されると直ちにフォークとナイフをやめて直立をして敬意を表したけれども、日本の日の丸、君が代であつても日本の子供たちは黙々とお皿から食事の口に運ぶことをやつていた、とても恥づかしかったという、そういう報告文が出ておりました。そういうことができない子供たちがいけないというふうには子供たちを責めることであつてはならない。そのようなことを、しっかりと国際的なマナーを教えるということ、そのことを怠つた大人の責任であらうというふうに私は思ひます。

文部省といましては、社会、音楽、特別活動等で適切な機会をとらえて今日まで指導いたしてまいりましたし、小中高等学校の特別活動でも儀式などを行う場合には国旗を掲揚し国歌を斉唱させることが望ましい、そう定め、小学校の音楽においても国歌君が代を各学年を通じて児童の発達段階に即して指導することを定めておられるわけでございます。要は、先生方が実際に指導していただくお立場の中でそのことを大事にしてやつてもら

いたいと私たちは願うだけでございますが、どうしてもやはり私たちの日本の歴史を考えて振り返ってみると、戦争という大きな反省の上に立った戦後の教育というものがあります。道徳といえはすぐ修身、修身といえはすぐ教育勅諭というふう

に結ばれてくる。そのことに對して、すぐ軍国主義、いわゆる皇国史観というふうな結びつける世代は確かにあると思います。

しかし、林さんが今おっしゃるように、今の子供たちが国歌あるいは国旗を見て、それが軍国主義につながると考える子供はまずいない。むしろ、我々世代よりも先輩の世代がこのことを通じて戦争の反省をし、そして平和を求めていく、平和国家を大事にしていくということが今日の大人社会の考え方であらうというふうに考えますが、戦後のそういう歴史の過程の中にあつて、日の丸、君が代あるいは道徳、修身というようなことが逆戻りするのではないかとそういうふうにおそれ

の中に、確かにちゅうちよしたそういう私は年代というものがあつた、こう思うんです。そのことを私もやはり思いを新たに、国際社会に向かつて二十一世紀の我が国を担う青少年が、本主に主体的に、世界の人々に尊敬をされ、信頼をされ得る民族としての大事な教育はそこにあるだろう、こんなふうにも考えるんです。感想をあえて言えということでございますので、先生の御発言いろいろと十二分に聞かされたきまして、感想を申し上げました。

○林寛子君 それからも一つ、ぜひこれは大臣に申し上げたいと思うんですけれども、御存じのとおり高齢化社会を迎える。二十一世紀は高齢時代である。しかも、この間の人口発表で今四十二億、二十一世紀には六十二億というような人口問題が発表され、私も十六年後二十一世紀を迎えるときには、考えてみますと、六十五歳以上の高齢の仲間に入るような年代でございます。けれども、少なくとも私はその時代になって、今身の回りを見て九人に一人の老人、それが私が二十一世紀を迎えるときには私の身の回りは四人に一人の

老人になる。九人に一人の老人でも、経済大国だけれども福祉国家じゃないから九人に一人の老人の面倒を見切れないのが今の日本の現状。それが四人に一人の老人になったときには一体どうなるのか。

今ここに「八〇年代国民意識の流れ」という調査をしたのがございますが、あなたは恵まれない人たちに對して救いの手をさしのべようと思うことがあります。もしそう思う場合、あなたは、どういう方法でその気持ちをあらわしたいと思ひますか。その中で、思いがあるというパーセンテージは大変多いんです、恵まれない人たちに對して。けれども、いざ自分がそういう人たちにどういう態度をとりますかという中では、老人ホームや養護施設などで奉仕をするというふうなそういういうのな行動ではなくて、「募金や寄付をする」というのが実に六二%あるんですね。実質行動しないんです、寄附や募金だけで。その気持ち

が私はこの一端に出ていると思うんです。これが今の現状なんです。しかも、この中で特に気がかりなのは、若い人たちの老人に對する関心の低さと消極性、しかも二十歳代の「奉仕活動をする」一三%というのは、各年代を通じて一番今の二十歳代の人たちがそういう社会奉仕に對する認識が薄いということでございます。

それで、私は、この小学校の学習指導要領の中に「道徳」という第三章がございます。その中で、大臣は既に御存じだと思ひますけれども、第二の「内容」という中に、十六、「だれにも親切にし、弱い人や不幸な人をいたわる。（低学年においては、友達や自分より幼い人に対して親切にすること、中学年においては、更に、弱い人や不幸な人を進んで慰め、励ますことを加え、高学年においては、他人の身になって考え、だれに對しても温かく接することを、主な内容とする。）」この小学校の指導要領がございます。同じようなことが中学、高校にもございます。すべて道徳という部門に出ております。

私がぜひお願いしたいことは、先ほど申しましたように、二十一世紀、地球上六十二億の人口になるときに日本は四人に一人の老人社会になる。そのときに、今のように恵まれない人あるいは年寄りに対して、特に今の小学校あるいは中学校、高校の指導要領の中に示されていますように、思いやりの心を今の子供たちに持つてもらわなければ、先ほどの「国民意識の流れ」にあらわれていきますように、実際には行動しない募金や寄附をする、それだけで一切金さえ与えればいいのだ、物で榮えて心で滅びると言われる日本を二十一世紀に迎えたくない。そのためには、私は今の教育のカリキュラムの中に、少なくとも社会に奉仕、あるいは老人に奉仕でも結構でございます、物に奉仕をするというふうなボランティアの

カリキュラムをぜひ組むことを教育改革の中で考えていただきたい。

私は、そういう意味で世界じゅうのボランティアの教育がどうなっているかというのを調べてみました。けれども、これはアメリカはアメリカ、ヨーロッパはヨーロッパ、各国のボランティア活動というものが学校の教育の中にどれほどの時間数で入れられ、またどれほどの使命感を持って彼らがボランティア活動をしているかというのを調べてみましたけれども、各国各様でございます。ですから、日本がやがて高齢化社会を迎えるというところだけは確実なんです。何としても私は学校教育の中で今後の子供たちにボランティア活動というものの徹底をぜひ図っていただきたいという要望を申し上げて質問を終わりたいと思ひます。御感想があれば、一言聞かせてください。

○国務大臣(森喜朗君) 先ほど申し上げましたが、国は、このたびの教育改革は、二十一世紀のまに我が国を担う青少年、今後におきます社会の変化や文化の発展に主体的に対応できる能力、具体的には、困難に立ち向かう強い意思、あるいは問題の解決に積極的に挑む知的探求心、知識や情報を選択、活用していく能力、自己を抑制し、他の人々を尊重しつつ良好な人間関係を築いていくという資質を持つ、それが私たちが願う二十

一世紀への教育改革の大きな柱であらうというふうに私は考えております。確かに、高齢化社会という非常に難しい時代を迎えることになろうと思ひますが、先生から御指摘がありましたように、まず自分たちでこの困難に立ち向かうという強い意思、そのことをしっかりと学校教育の中でも学んでもらうということとは大事なことであらうと思ひますが、あえて先生に承知の上で申し上げますが、学校教育だけではそのことはなすべからず、やはり家庭、社会、世の中の大人たちが一体となつてこうした問題を子供たちに積極的に呼びかけていくということが大事な要諦ではないだろうか、このように思うわけでございます。

○委員(高平公友君) 両案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員(高平公友君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。臨時教育審議会設置法案及び国民教育審議会設置法案の両案につき、札幌において意見を聴取するため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(高平公友君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(高平公友君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後五時四十六分散会